
JASDAQ市場における制度信用取引及び貸借取引の導入に伴う本協会関係諸規則の改正等について

日証協 平 16.3.9

本協会では、3月9日の理事会において、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第1号の2）等の一部を改正した。

株式の取引を円滑にし、また、公正な価格を形成するためには、大量の需要と供給が集中されることが望ましいとされており、実需給のみの集中では公正な価格形成のために不十分であることから、本協会では、平成9年10月より登録銘柄の信用取引（以下「店頭信用取引」）制度を導入しているところである。しかしながら、店頭信用取引制度は、円滑な信用取引の運営に不可欠な貸借取引制度の裏付けを欠いていることもあり、参加証券会社及びユーザーが少なく、利用度は高いものとはいえない状況になっている。

このため、本協会では、投資者および市場参加者に対し、より利便性の高い市場機能を提供するとともに、市場の流動性の一層の向上を図るため、店頭売買有価証券市場に制度信用取引及び貸借取引を導入するため、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第1号の2）等について、所要の整備を図るものである。

本規則改正は、4月19日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

JASDAQ市場における制度信用取引及び貸借取引の導入に伴う本協会関係諸規則の改正等について

平成 16 年 3 月 16 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では、JASDAQ市場の流動性の向上及び投資家へのリスクヘッジ手段を提供すること等により、市場の活性化を図るため、平成9年10月より登録銘柄の信用取引制度を導入しているところであるが、証券金融会社の貸借取引を利用した制度信用取引を導入するには至っていない。

今般、JASDAQ市場においても、市場参加者により利便性の高い市場機能を提供するとともに、より一層市場の流動性を向上させるため、制度信用取引及び貸借取引を導入することに伴い、本協会関係諸規則について、以下のとおり、所要の整備を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第1号の2）の一部改正

- ① 会員は、顧客から信用取引に係る売買の注文を受ける場合には、制度信用取引又は一般信用取引の別について指示を受けなければならないものとする。（第4条第3項第2号）
- ② 会員は、店頭売買取引に係る信用取引及び貸借取引（清算対象取引の決済のために本協会が指定する証券金融会社から本協会の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引をいう。以下同じ。）を行う場合には、改正後の「信用取引及び貸借取引に関する細則」の定めるところにより行うものとする。（第45条）
- ③ その他所要の整備を図る。

2. 「登録銘柄の信用取引に関する細則」の一部改正

表題を「信用取引及び貸借取引に関する細則」に改める。

（1）総則

- ① 制度信用取引とは、品貸料及び弁済の繰延期限を細則の定めるところに従って行う信用取引をいい、一般信用取引とは、品貸料及び弁済の繰延期限について顧客との間で合意した内容に従って行う信用取引をいうものとする。（第2条新設）

- ② 新株引受権証書等の信用取引及び会員が自己の役職員のために行う信用取引を行ってはならないものとする。(第3条及び第4条新設)
- ③ 信用取引における貸付けに係る対価の算出においては、社内対当の状況等を勘案するとともに、売付顧客と買付顧客の負担に係る取扱いにつき公平を欠くことのないよう配慮しなくてはならないものとする。(第5条新設)
- ④ 会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る清算対象取引を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日から起算して4日目の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならないものとする。(第6条新設)

(2) 制度信用取引

- ① 制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引及び清算対象取引以外の店頭売買取引に係る制度信用取引を行ってはならないものとする。(第7条新設)
- ② 貸借銘柄の制度信用取引に係る品貸料は、本協会が銘柄ごとに定めるものとする。(第8条新設)

(3) 貸借取引

- ① 会員は、制度信用取引に基づく清算対象取引に係る決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係る清算対象取引に係る決済以外のために貸借取引を行ってはならないものとする。(第9条新設)
- ② 貸借取引に係る金銭又は有価証券の借入れ等は、クリアリング機構の業務方法書の定めるところによるものとする。(第10条新設)

(4) 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定及び選定取消し

- ① 登録銘柄が次に掲げる各規準に適合する場合には、制度信用銘柄として選定するものとする。(第11条第1項)
 - イ 登録後6ヶ月間を経過している銘柄であるとき。
 - ロ 登録株式数が1万単元以上の銘柄であるとき。
 - ハ 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者が所有する株式の総数に登録銘柄の発行会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。))が、登録株式数の75%以下であるとき。
 - ニ 株主数(大株主上位10名、特別利害関係者及び登録銘柄の発行会社が自己株式を所有している場合には当該発行会社を除く1単元以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。))が次の登録株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上であるとき。ただし、最近の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1

の人数（1,100 人を下限とする。）以上であるときとし、10 万円未満である場合には、1,100 人以上であるときとする。

- ・ 登録株式数が 2 万単元未満の場合

1100 人

- ・ 登録株式数が 2 万単元以上 12 万単元未満の場合

1400 人に登録株式数 1 万単元から計算して登録株式数 1 万単元を増すごとに 100 人を加えた人数

- ・ 登録株式数 12 万単元以上の場合

2500 人

ホ 決算期日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって、原則として、6 か月間における月平均売買高が 100 単元以上であり、かつ、当該 6 か月間における値付率が 80% 以上であるとき。

ヘ 直前 2 連結会計年度における連結損益計算書に基づいて算定される利益（連結財務諸表非作成会社にあつては、直前 2 事業年度における損益計算書に基づいて算定される利益とし、（連結）経常利益及び（連結）税金等調整前利益のいずれか少ない額。以下同じ。）がいずれも正であるとき。

ト 直前連結会計年度末日における連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び直前事業年度末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額がいずれも負でないとき。

チ 以下のいずれにも該当しないこと。

- ・ 選定の日以後の日に登録銘柄としての登録が取り消されることが確実に認められる銘柄。
- ・ 登録銘柄の登録取消基準に該当するおそれがある銘柄。
- ・ 売買について規制措置がとられている銘柄。
- ・ その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄。

② 制度信用銘柄である登録銘柄が次に掲げる各規準に適合する場合には、貸借銘柄として選定するものとする。（第 12 条第 1 項新設）

イ 登録株式数が 2 万単元以上の銘柄であるとき。

ロ 少数特定者持株数が登録株式数の 75% 以下であるとき。

ハ 株主数が次の登録株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上であるとき。ただし、最近の投資単位が 10 万円以上 50 万円未満である場合には、当該人数の 2 分の 1 の人数（1,700 人を下限とする。）以上であるときとし、10 万円未満である場合には、1,700 人以上であるときとする。

- ・ 登録株式数が 3 万単元未満の場合

1,700 人

- ・ 登録株式数が 3 万単元以上 20 万単元未満の場合

1,700 人に登録株式数 2 万単元から計算して登録株式数 1 万単元を増すごとに 100 人を加えた人数

- ・ 登録株式数が 20 万単元以上 41 万単元未満の場合

3,400 人に登録株式数 17 万単元から計算して登録株式数 3 万単元を増すごとに 100 人を加えた人数

- ・ 登録株式数 41 万単元以上の場合

4,200 人

ニ 決算期日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって、原則として、6 か月間における月平均売買高が 100 単元以上であり、かつ、当該 6 か月間における値付率が 80% 以上であるとき。

ホ 直前 2 連結会計年度における連結損益計算書に基づいて算定される利益がいずれも正であるとき。

ヘ 直前連結会計年度末日における連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び直前事業年度末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額がいずれも負でないとき。

ト 以下のいずれにも該当しないこと。

- ・ 選定の日以後の日に登録銘柄としての登録が取り消されることが確実と認められる銘柄
- ・ 登録銘柄の登録取消基準に該当するおそれがある銘柄
- ・ 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄
- ・ 貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄
- ・ その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄

③ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、原則として各銘柄の決算期を含む月の翌月から起算して 6 か月目の初日に行うものとする。（第 13 条）

④ 制度信用銘柄である登録銘柄が次のいずれかに該当する場合には、制度信用銘柄としての選定を取り消すものとする。（第 14 条第 1 項）

イ 登録株式数が 9,500 単元に満たない銘柄であるとき。

ロ 少数特定者持株数が登録株式数の 75% を超えるとき。

ハ 株主数が、次の登録株式数の区分に従い、当該区分に定める人数に達しないとき。ただし、最近の投資単位が 10 万円以上 50 万円未満である場合には、当該人数の 2 分の 1 の人数（600 人を下限とする。）に達しないときとし、10 万円未満である場合には、600

人に達しないときとする。

- ・ 登録株式数が2万単未満の場合
600人
- ・ 登録株式数が2万単以上12万単未満の場合
900人に登録株式数2万単から計算して登録株式数1万単を増すごとに100人を加えた人数
- ・ 登録株式数12万単以上の場合
2,000人

ニ 登録取消しが決定された銘柄であるとき。

ホ その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

⑤ 貸借銘柄である登録銘柄が次のいずれかに該当する場合には、貸借銘柄としての選定を取り消すものとする。(第15条新設)

イ 登録株式数が19,500単に満たない銘柄であるとき。

ロ 少数特定者持株数が登録株式数の75%を超えるとき。

ハ 株主数が、次の登録株式数の区分に従い、当該区分に定める人数に達しないとき。ただし、最近の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1の人数(1,200人を下限とする。)に達しないときとし、10万円未満である場合には、1,200人に達しないときとする。

- ・ 登録株式数が3万単未満の場合
1,200人
- ・ 登録株式数が3万単以上20万単未満の場合
1,200人に登録株式数2万単から計算して登録株式数1万単を増すごとに100人を加えた人数
- ・ 登録株式数が20万単以上41万単未満の場合
2,900人に登録株式数17万単から計算して登録株式数3万単を増すごとに100人を加えた人数
- ・ 登録株式数41万単以上の場合
3,700人

ニ 登録取消しが決定された銘柄であるとき。

ホ その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

⑥ 少数特定者持株数又は株主数に係る選定取消基準に該当したときは、原則として該当した決算期の翌日から起算して1か年目の日までの期間(以下「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の

取消しは行わないものとする。(第 16 条新設)

- ⑦ ④イ若しくはホ又は⑤イ若しくはホに該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消しは、本協会がその都度定める日に、④ロ若しくはハ又は⑤ロ若しくはハに該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消しは、猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に、④ニ又は⑤ニに該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消しは、当該銘柄の登録銘柄としての登録の取消しが決定された日の翌日に行うものとする。ただし、証券取引所に上場に伴う登録銘柄としての登録の取消しについては、登録銘柄としての登録が取り消される日に行うものとする。(第 17 条)

(5) 有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項

- ① 貸借銘柄について、有価証券又は金銭の貸付けを制度信用取引により行う場合は、会員は、本協会の定める品貸料を、有価証券の貸付けを受けている顧客から徴収し、金銭の貸付けを受けている顧客に交付するものとする。(第 22 条第 2 項)
- ② 制度信用取引においては、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の6ヶ月目の応当日から起算して4日目の日を越えて繰り延べることができないものとする。(第 24 条)
- ③ 新株引受権等が付与された有価証券について、制度信用取引による金銭の貸付けを継続する場合においては、買付約定価額から別表「引受権価額算出に関する表」により算出した新株引受権等の価額(以下「引受権価額」という。)を差し引いた金額によるものとし、制度信用取引による有価証券の貸付けを継続する場合においては、担保として提供を受けた売付代金の額から引受権価額を差し引くものとする。(第 31 条、別表)

(6) 制度信用取引に係る権利処理

- ① 会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき配当が付与された場合は、配当落調整額の金銭を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収するものとする。(第 32 条)
- ② 会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき、新株引受権等が付与された場合は、引受権価額に相当する金銭を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収するものとする。(第 34 条新設)
- ③ 制度信用取引を行っている銘柄について新株引受権等が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、売買単位の整数倍の数の新株式について、信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、会員がこれに応じることができるときは、当該会員は、新株引受権の場合にあっては、新株引受権証書を引き渡すこと等により処理することができるものとする。(第 35 条)
- ④ 前③による新株引受権証書の授受は、当該新株引受権証書が本協会に登録されている場合には、これを振替決済により行うものとする。(第 38 条新設)

- ⑤ 制度信用取引においては、株主総会の議決権、株主の帳簿閲覧権、株主優待券等については、これを権利として処理を行わないものとする。(第 39 条)

(7) 信用取引の管理及び規制

- ① 会員は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。制度信用取引に係る通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、数量、約定価格、売買成立日及び最終決済申出期限を記載しなければならないものとする。一般信用取引に係る通知書には、この他、顧客との間で合意した品貨料の内容を記載しなければならないものとする。(第 43 条)
- ② 会員は、全銘柄の信用取引残高等について、所定の様式により、日々又は週 1 回本協会に報告するものとする。(第 44 条第 1 項)
- ③ 本協会は、会員から報告を受けた信用取引残高等について、週 1 回公表するものとする。ただし、必要と認める銘柄については、日々公表するものとする。(第 44 条第 2 項及び第 3 項)
- ④ 本協会は、信用取引の過度な利用により、登録銘柄の売買価格等に著しい変動があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合は、次に掲げる規制措置を講じることができるものとする。(第 45 条第 1 項第 2 号及び第 3 号新設)
- イ 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金の率の引上げ又は当該委託保証金の有価証券をもって代用する制限。
- ロ 信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乗すべき率の引下げ。(第 2 号)
- ハ 信用取引による売付け又は買付けに係る委託保証金の有価証券をもってする代用の制限を行う場合において、当該委託保証金のうち有価証券をもって代用することができない部分の全部又は一部に相当する額の金銭の会員による本協会への預託。(第 3 号)
- ニ 信用取引による売付け若しくは買付け(会員の信用売り又は信用買いを含む。)の制限又は禁止。

(8) その他

- ① 本協会が指定する証券金融会社は、日本証券金融株式会社とする。(第 46 条新設)
- ③ その他所要の整備を図る。

3. 「信用取引口座設定約諾書」の一部改正

- ① 会員は、顧客からの承諾を得た場合には、顧客の届出事項の変更に係る届出(印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。)等を書面の受入れに代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。(第 25 条新設)

② その他所要の整備を図る。

4. 「信用取引及び貸借取引に関する細則」の取扱いについて（理事会決議）の制定
制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定基準並びに選定取消基準に係る取扱い、株式の分布状況により制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消基準に該当し、猶予期間に入った場合の取扱いについて規定する。
5. 「信用取引の委託保証金代用有価証券等の代用価格に関する登録銘柄の信用取引等に関する取扱いについて」（理事会決議）の一部改正
所要の整備を図る。
6. 「約諾書に基づく遅延損害金の率」（理事会決議）の制定
「約諾書に基づく遅延損害金の率」（市場運営委員会内規）を廃止し、本理事会決議を制定する。
7. 「合併等における被合併会社株券等の信用取引担保有価証券等に関する取扱いについて」（理事会決議）の制定
本協会が登録銘柄等の発行会社の株券の売買に係る決済物件として認めることとなった被合併会社株券及び商号変更前の株券については、本協会が認める期間に限り、信用取引担保有価証券等につき、株券に代わるものとして取り扱うことができるものとする。
8. 「委託保証金の代用有価証券からの除外について」（理事会決議）の制定
上場株券等が上場廃止等の基準に該当した場合には、該当した日の翌日から、当該上場株券等を信用取引等に係る委託保証金の代用有価証券から除外するものとする。
9. 「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」の一部改正
所要の整備を図る。
10. 「登録銘柄の発行日取引に関する細則」の一部改正
所要の整備を図る。
11. 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第1号の3）及び「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則の一部改正
 - ① 制度信用銘柄又は貸借銘柄である登録銘柄の発行会社は、自己株式の取得等により当該

銘柄の登録株式数が制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消基準として規定する株式数に満たなくなる場合等には、直ちに本協会に通知するものとする。(規則第13条の2及び第6条の2新設、細則第6条第3項改正)

- ② 登録銘柄の発行会社は、各事業年度末日現在における本協会の定める様式による株式の分布状況表を提出するものとする。(細則第7条第3項第5号新設)

12. 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)の規則等の取扱いについて(理事会決議)の一部改正

- ① 登録銘柄の発行会社が、他の登録銘柄の発行会社を完全子会社とする場合等には、株式分布状況に関する予定書を提出するものとする。(第1部〔2〕I. 11. (1)及び(4)、12. (1)並びに13. (1)及び(4)改正)
- ② その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期及び経過措置

- (1) この改正は、平成16年4月19日に施行する。
- (2) この改正規定施行の際、改正前の「登録銘柄の信用取引に関する細則」に基づき行われた信用取引に係る未決済勘定については、なお従前の例による。
- (3) この改正規定施行の際、改正後の制度信用銘柄の選定基準又は本協会が別に定める基準に適合する銘柄については、施行日に制度信用銘柄に選定されたものとみなす。
- (4) 前(3)により制度信用銘柄に選定されたものとみなされた銘柄のうち、この改正規定施行の際、改正後の貸借銘柄の選定基準又は本協会が別に定める基準に適合する銘柄については、施行日に貸借銘柄に選定されたものとみなす。
- (5) 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定及び選定取消しの基準として規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有数株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数に登録銘柄の発行会社が所有する自己株式を加えた株式数」をいうものとする。
- (6) 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定及び選定取消しの基準として規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員並びに登録銘柄の発行会社が自己株式を所有している場合には当該発行会社を除く1単元以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。
- (7) 登録株式数が10万単元以上の場合における制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定基準において、「登録株式数の75%」とあるのは、当分の間、登録株式数10万単元以上18万単元未満の場合にあっては、「登録株式数の75%の数又は登録株式数の92.5%に当たる株式数から2万2,500単元の株式数を減じて得た数のいずれか大きい数」とし、登録株式数が18万単元以上の場合にあっては、「登録株式数80%」とする。

- (8) 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定取消基準において、「登録株式数の 75%」とあるのは、当分の間、「登録株式数の 80%」とする。

以 上

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部改正について

平成16年3月16日
(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則における用語の定義は、 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号。<u>以下「登録規則」という。</u>) 第2条各号に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 1 } (現行どおり) 10 (顧客からの確認事項等) 第 4 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 1 } (現行どおり) 9 10 信用取引(第45条の規定に基づく信用取引をいう。本条及び第9条において同じ。)により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするときは、その旨 11 (現行どおり) 3 (現行どおり) 1 (現行どおり) 2 <u>制度信用取引によるものか一般信用取引によるものかの別</u> 3 (現行どおり) (信用取引及び貸借取引) 第 45 条 会員は、<u>店頭売買取引に係る信用取引及び清算対象取引の決済のために本</u>	(定 義) 第 2 条 この規則における用語の定義は、 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号) 第2条各号に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。 1 } (省 略) 10 (顧客からの確認事項等) 第 4 条 (省 略) 2 (省 略) 1 } (省 略) 9 10 信用取引(第45条<u>第2項</u>の規定に基づく<u>登録銘柄</u>の信用取引をいう。本条及び第9条において同じ。)により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済のために行おうとするときは、その旨 11 (省 略) 3 (省 略) 1 (省 略) 2 <u>「登録銘柄の信用取引に関する細則」第17条に規定する弁済の繰延期限</u> 3 (省 略) (信用取引の制限) 第 45 条 会員は、<u>次項に定める場合を除き、店頭売買有価証券については信用取引</u>

新	旧
<u>協会が指定する証券金融会社（以下「指定証券金融会社」という。）から本協会の決済機構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受ける取引（以下「貸借取引」という。）を行う場合には、「信用取引及び貸借取引に関する細則」の定めるところにより行うものとする。</u> （ 削 る ） 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。	<u>（会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。以下同じ。）を行わないものとする。</u> <u>2 会員は、本協会が別に定める「登録銘柄の信用取引に関する細則」により選定した登録銘柄については、同細則の定めるところにより、信用取引を行うことができる。</u>

「登録銘柄の信用取引に関する細則」の一部改正について

平成16年3月16日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧 (順 不 同)
<u>「信用取引及び貸借取引に関する細則」</u> (目的) 第1条 この細則は、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2。<u>以下「売買規則」という。</u>)第45条の規定に基づき、会員が行う<u>信用取引及び貸借取引</u>について必要な事項を定める。 (定義) 第2条 <u>この細則において制度信用取引とは、品貸料及び弁済の繰延期限について、この細則に定めるところに従って行う信用取引をいう。</u> 2 <u>この細則において一般信用取引とは、品貸料及び弁済の繰延期限について、顧客との間で合意した内容に従って行う信用取引をいう。</u> 第2章 信用取引及び貸借取引 第1節 信用取引 (新株引受権証書等の信用取引の禁止) 第3条 <u>会員は、株券以外の登録銘柄、登録銘柄としての登録取消基準に該当した銘柄</u>	<u>「登録銘柄の信用取引に関する細則」</u> (目的) 第1条 この細則は、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)第45条第2項の規定に基づき、会員が行う<u>登録銘柄の信用取引</u> (以下「信用取引」という。会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。以下同じ。)について必要な事項を定める。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧（順 不 同）
<u>柄（登録規則第 11 条第 2 項第 19 号に規定する基準に該当した銘柄を除く。）、店頭管理銘柄その他本協会が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</u> <u>（役員及び従業員に対する信用取引の禁止）</u> 第4条 <u>会員は、自己の役員又は従業員のために信用取引を行ってはならない。</u> <u>（信用取引における貸付けに係る対価の算出）</u> 第5条 <u>会員は、信用取引に関し、顧客から徴収すべき有価証券又は金銭の貸付けに係る対価の額の算出においては、社内対当の状況及び貸借取引等による有価証券又は金銭の調達に要する費用、有価証券又は金銭の貸付けに係る事務手続に要する費用その他の費用を勘案するとともに、売付顧客と買付顧客の負担に係る取扱いにつき公平を欠くことのないよう配慮しなくてはならない。</u> <u>（自己の信用売り又は信用買いの決済期限）</u> 第6条 <u>会員は、自己の信用売り又は信用買いに係る清算対象取引（売買規則第21条の2に規定する清算対象取引をいう。以下同じ。）を行った場合は、売買成立の日の6か月目の応当日（応当日がないときは、その月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して4日目（休業日を除外する。）の日までに当該信用売り又は信用買いの決済を行わなければならない。</u>	（ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
<u>第 2 節 制度信用取引</u> <u>（制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止等）</u> <u>第 7 条 会員は、登録銘柄（株券に限る。以下同じ。）のうち制度信用取引を行うことができる銘柄（以下「制度信用銘柄」という。）以外の銘柄について、制度信用取引を行ってはならない。</u> <u>2 会員は、清算対象取引以外の店頭売買取引については、制度信用取引を行ってはならない。</u> <u>（制度信用取引の品貸料）</u> <u>第 8 条 貸借取引により金銭及び有価証券の貸付けを受けることができる銘柄（以下「貸借銘柄」という。）の制度信用取引に係る品貸料は、本協会が銘柄ごとに定める。</u> <u>第 3 節 貸借取引</u> <u>（貸借取引の制限）</u> <u>第 9 条 会員は、制度信用取引に基づく清算対象取引に係る決済又は自己の信用売り若しくは信用買いに係る清算対象取引に係る決済以外のために貸借取引を行ってはならない。</u> <u>（貸借取引の決済等）</u> <u>第 10 条 貸借取引（有価証券等清算取次ぎによるものを含む。）に係る金銭又は有価</u>	（ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
<u>証券の借入れ及び返済並びに担保としての当該借入金に係る買付有価証券又は当該借入有価証券に係る売付代金の差入れ及び返戻は、クリアリング機構の業務方法書に定めるところによるものとする。</u>	
第3章 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定及び選定取消し等	第2章 信用銘柄の選定及び選定取消し等
（登録銘柄に係る制度信用銘柄の選定基準）	（選定基準）
第11条 本協会は、登録銘柄が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。	第2条 本協会は、登録銘柄のうち、次の各号に掲げる基準に適合したものを会員が信用取引を行うことができる銘柄（以下「信用銘柄」という。）として選定するものとする。
1 <u>登録後6か月間を経過している銘柄であるとき。</u> 2 登録株式数（登録規則第8条に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録された株式数をいう。以下同じ。）が1万単位（単位株制度を採用しない場合には、「単位」を「株」と読み替える。以下同じ。）以上の銘柄であるとき（その発行会社が自己株式取得決議（自己株式の取得に係る商法第210条第1項の規定による決議又は第211条ノ3第1項若しくは第224条ノ5第2項の規定による決議（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。以下同じ。）を行った場合であつて、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数（当該決議により既に取得している自	（ 新 設 ） 1 登録株式数（「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第1号。以下「登録規則」という。）第8条に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録された株式数をいう。以下同じ。）が1万単位（単位株制度を採用しない場合には、「単位」を「株」と読み替える。以下同じ。）以上の銘柄であること。

新	旧（順 不 同）
<u>己株式の数を除く。以下同じ。）を登録株式数から減じた結果第 14 条第 1 項第 1 号に規定する単元に満たないこととなるときを除く。）。</u> <u>3 株式の分布状況が次のイ及びロに適合する銘柄であるとき。</u> <u>イ 少数特定者持株数（大株主上位 10 名（明らかに固定的所有でないと認められる株式（本協会が別に定める株式をいう。）を除き、所有株式数の多い順に 10 名の株主をいう。以下同じ。）及び特別利害関係者（「登録前の第三者割当増資等及び特別利害関係者等の株式等の移動に関する細則」第 2 条第 1 項第 4 号に規定する者をいう。以下同じ。）が所有する株式の総数に登録銘柄の発行会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。）が、登録株式数の 75% 以下であるとき。</u> <u>ロ 株主数（大株主上位 10 名、特別利害関係者及び登録銘柄の発行会社が自己株式を所有している場合には当該発行会社を除く 1 単元以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。）が次の登録株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上であるとき。ただし、登録銘柄の最近の投資単位（「株式投資単位引下げのための取扱いについて」（理事会決議）4. に規定する登録銘柄の最近の投資単位をいう。以下同じ。）が 10 万円以上 50 万円未満である場合には、当該人数の 2 分の 1 の人数（1,100 人を下限とする。）以上であるときとし、10 万円未満である場合には、1,100 人以上であるときとする。</u>	<u>2 株主数（直前決算期末現在における有価証券報告書に記載された 1 単元以上の株式を所有する株主の数（登録銘柄として登録された後最初に到来する信用銘柄の選定の時期までの間に有価証券報告書が提出されていない場合は、登録時の株主の数）をいう。）が 1,000 人以上の銘柄であること。</u>

新	旧（順 不 同）
(イ) <u>登録株式数が2万単元未満の場合</u> <u>1,100 人</u> (ロ) <u>登録株式数が2万単元以上12万単元未満の場合</u> <u>1,400 人に登録株式数1万単元から計算して登録株式数1万単元を増すごとに100 人を加えた人数</u> (ハ) <u>登録株式数が12万単元以上の場合</u> <u>2,500 人</u> 4 <u>各銘柄の決算期を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が次のイ及びロに適合する銘柄であるとき。</u> <u>イ 月平均売買高（当該銘柄の売買高合計の月割高をいう。）が100 単元以上であるとき。</u> <u>ロ 値付日数（当該銘柄の売買が成立した日数をいう。）が当該期間における日数（休業日を除外する。）の80%以上であるとき。</u> （ 削 る ） 5 <u>登録銘柄の発行会社の直前2事業年度における利益の額（直前2連結会計年度に係る連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利</u>	3 <u>各銘柄の決算期日の属する月の前月（登録銘柄として登録された後最初に行う信用銘柄の選定については、登録日の属する月の翌月）から起算して6か月間の月平均売買高が100 単元以上であること。</u> 4 <u>各銘柄の決算期日の属する月の前月（登録銘柄として登録された後最初に行う信用銘柄の選定については、登録日の属する月の翌月）から起算して6か月間の月平均値付率が80%以上であること。</u> 5 <u>企業業績が次のイ又はロに適合する銘柄であること。</u> <u>イ 持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第9条第3項に規定する持株会社のうち、国内の会社その他これに準ずるものとして本協会が認める国内の会社をいう。以下同じ。）以外の会社の発行する株券</u>

新	旧（順 不 同）
<u>益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第 67 条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第 65 条第 1 項第 3 号により記載される金額を加減した金額をいう。)をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）第 95 条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第 95 条の 4 により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」(同規則第 98 条の 2 により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)のいずれか低い金額をいう。)をいうものとする。)がいずれも正である銘柄であるとき。</u>	<u>次の(イ)又は(ロ)に適合する場合</u> (イ) <u>直前事業年度において、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表規則」という。)第 95 条の 5 に規定する「当期純利益金額」及び同規則第 95 条の 6 に規定する「当期末処分利益金額」が表示されており、かつ、当該事業年度において、金銭による利益の配当（中間配当（商法第 293 条の 5 第 1 項に規定する金銭の分配をいう。）を含む。以下同じ。）を行っている銘柄</u> (ロ) <u>直前 3 事業年度において、財務諸表規則第 95 条に規定する「経常利益金額」及び同規則第 95 条の 4 に規定する「税引前当期純利益金額」が表示されており、かつ、直前事業年度において、同規則第 95 条の 6 に規定する「当期末処分利益金額」が表示されている銘柄</u> <u>持株会社の発行する株券</u> (イ) <u>直前事業年度において、財務諸表規則第 95 条の 5 に規定する「当期純利益金額」及び同規則第 95 条の 6 に規定する「当期末処分利益金額」が表示されており、かつ、当該事業年度において、金銭による利益の配当を行っている銘柄</u> (ロ) <u>直前 3 事業年度において、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 61 条に規定する「経常利益金額」に同規則第 65 条第 1 項第 3 号に掲げる項目の金額を加減したもの並びに当該金額に同規則第 62 条により掲記される特別利益及び同規則第 63 条に掲記</u>

新	旧（順 不 同）
<u>6 登録銘柄の発行会社の直前連結会計年度の末日における連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第 45 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。当該発行会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない会社である場合を除く。）及び直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第 54 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。）がいずれも負でない銘柄であるとき。</u> <u>7 第 13 条に規定する選定の日以後の日に登録銘柄としての登録が取り消されることが事実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。</u> <u>8 登録銘柄の登録取消基準に該当するおそれがある銘柄以外の銘柄であるとき。</u> <u>9 登録規則第 11 条第 2 項第 9 号及び第 11 号後段に定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</u> <u>10 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。</u> <u>11 その他制度信用銘柄として適当でな</u>	<u>される特別損失を加減したものが正であり、かつ、直前事業年度において、財務諸表規則第 95 条の 6 に規定する「当期末処分利益金額」が表示されている銘柄</u> （ 新 設 ） <u>6 次条に規定する選定の日以後の日に登録銘柄としての登録が取り消されることが事実と認められる銘柄以外の銘柄であること。</u> <u>7 登録銘柄の登録取消基準に該当するおそれがある銘柄以外の銘柄であること。この場合において、登録規則第 11 条第 2 項第 11 号後段に定める期間内にある登録銘柄を含むものとする。</u> （ 新 設 ） <u>8 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であること。</u> <u>9 売買状況等からみて信用銘柄として</u>

新	旧（順 不 同）
いと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。 2 <u>前項の規定にかかわらず、登録規則第5条第2項第2号又は第3号の規定の適用を受けて登録される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</u> 1 <u>前項第2号、第9号及び第11号の各号に適合する銘柄であるとき。</u> 2 <u>株式の分布状況が、登録後最初に終了する事業年度の末日までに第14条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。</u> 3 <u>第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない登録銘柄の発行会社が、制度信用銘柄である登録銘柄の発行会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である登録銘柄の発行会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄でない登録銘柄の発行会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものと</u>	適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であること。 3 <u>第1項の規定にかかわらず、登録規則第5条第2項第1号及び第3号の規定の適用を受けて登録される株券であって、次の各号に適合するときには、当該銘柄を信用銘柄に選定するものとする。</u> 1 <u>次のイ又はロに掲げる株券の区分に従い、当該イ又はロに定める場合に該当する銘柄であるとき</u> イ <u>登録規則第5条第2項第2号の規定の適用を受けて登録される株券</u> <u>合併主体会社の発行する株券が</u> <u>信用銘柄であった場合</u> ロ <u>登録規則第5条第2項第3号の規定の適用を受けて登録される株券</u> <u>株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社（これに準ずると認められる会社を含む。）のうち主たる会社が、</u> <u>信用銘柄の発行会社である場合</u> 2 <u>登録株式数が第1項第1号に適合する銘柄であるとき。</u> （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
する。 <u>1 第1項第2号及び第7号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。</u> <u>2 株式の分布状況が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第14条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。</u> <u>4 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄である登録銘柄の発行会社が発行する新株券が既に登録銘柄として登録されているか又は新たに登録されることとなった場合は、本協会は当該新株券を制度信用銘柄に選定することができる。</u> <u>（登録銘柄に係る貸借銘柄の選定基準）</u> <u>第12条 本協会は、制度信用銘柄である登録銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</u> <u>1 登録株式数が2万単元以上の銘柄であるとき（その発行会社が自己株式取得決議を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数を登録株式数から減じた結果第15条第1項第1号に規定する単元に満たないこととなるときを除く。）。</u> <u>2 株式の分布状況が次のイ及びロに適合する銘柄であるとき。</u> <u>イ 少数特定者持株数が、登録株式数の75%以下であるとき。</u> <u>ロ 株主数が、次の登録株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上であるとき。ただし、登録銘柄の最近の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1の人数（1,700人を下限とす</u>	第2条 <u>2 前項の規定にかかわらず、信用銘柄の発行会社が発行する新株が既に登録銘柄として登録されているか又は新たに登録されることとなった場合は、当該新株を信用銘柄に選定するものとする。</u> （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
<u>る。）以上であるときとし、10 万円未満である場合には、1,700 人以上であるときとする。</u> <u>(イ) 登録株式数が 3 万単元未満の場合</u> <u>1,700 人</u> <u>(ロ) 登録株式数が 3 万単元以上 20 万単元未満の場合</u> <u>1,700 人に登録株式数 2 万単元から計算して登録株式数 1 万単元を増すごとに 100 人を加えた人数</u> <u>(ハ) 登録株式数が 20 万単元以上 41 万単元未満の場合</u> <u>3,400 人に登録株式数 17 万単元から計算して登録株式数 3 万単元を増すごとに 100 人を加えた人数</u> <u>(ニ) 登録株式数が 41 万単元以上の場合</u> <u>4,200 人</u> <u>3 売買高等が前条第 1 項第 4 号に適合する銘柄であるとき。</u> <u>4 登録銘柄の発行会社の利益の額が前条第 1 項第 5 号に適合する銘柄であるとき。</u> <u>5 登録銘柄の発行会社の株主資本（純資産）の額が前条第 1 項第 6 号に適合する銘柄であるとき。</u> <u>6 次条の規定による選定の日以後の日に登録銘柄としての登録が取り消されることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。</u> <u>7 登録銘柄の登録取消基準に該当するおそれがある銘柄以外の銘柄であるとき。</u> <u>8 登録規則第 11 条第 2 項第 9 号及び第 11 号後段に定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。</u>	

新	旧（順 不 同）
<u>9 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。</u> <u>10 貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。</u> <u>11 その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、登録規則第5条第2項第2号又は第3号の規定の適用を受けて登録される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</u> <u>1 前項第1号、第8号、第10号及び第11号各号に適合する銘柄であるとき。</u> <u>2 株式の分布状況が、登録後最初に終了する事業年度の末日までに第15条第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。</u> <u>3 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない登録銘柄の発行会社が、貸借銘柄である登録銘柄の発行会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である登録銘柄の発行会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄でない登録銘柄の発行会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</u> <u>1 第1項第1号及び第6号から第11号までの各号に適合する銘柄であるとき。</u> <u>2 株式の分布状況が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第15条第1項第2号の規定に該当</u>	

新	旧（順 不 同）
<u>しない見込みのある銘柄であるとき。</u> （選定の時期） 第13条 <u>第11条の規定による制度信用銘柄の選定並びに前条の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の決算期を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）を行う。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日を行う。</u> 1 <u>第11条第2項の規定による制度信用銘柄の選定及び前条第2項の規定による貸借銘柄の選定</u> <u>当該銘柄が登録された日</u> 2 <u>第11条第3項の規定による制度信用銘柄の選定及び前条第3項の規定による貸借銘柄の選定</u> <u>合併又は株式交換により発行される株券が登録された日</u> 3 <u>第11条第4項の規定による制度信用銘柄の選定</u> イ <u>新株券が既に登録されている場合</u> <u>当該新株券の発行会社が発行する株券を制度信用銘柄に選定した日</u> ロ <u>新株券が新たに登録されることとなった場合</u> <u>当該新株券が登録された日</u> 3 <u>第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定（決算期の末日の3日前（休業日を除く。以下日数計算について同じ。）の日（決算期の末日が休業日に当た</u>	（選定時期） 第3条 <u>信用銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の決算期日の属する月の翌月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）を行うものとする。ただし、登録銘柄として登録された後最初に行う信用銘柄の選定については、各銘柄の登録日の属する月の翌月から起算して8か月目の月の初日に行うものとする。</u> 2 <u>前項の規定に関わらず、第2条第3項の規定による信用銘柄の選定は、当該銘柄が登録銘柄として登録された日に行うものとする。</u> （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
<u>るときは決算期の末日の4日前の日）以後に登録された銘柄のうち、登録後最初の同項に定める日において登録後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。）は、同項に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月の応当日までの間に行うことができる。</u> <u>（制度信用銘柄である登録銘柄の選定取消基準）</u> 第14条 本協会は、<u>制度信用銘柄である登録銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。</u> <u>登録株式数が9,500単元に満たない銘柄であるとき。</u> <u>株式の分布状況が次のイ又はロのいずれかに該当する銘柄であるとき。</u> <u>少数特定者持株数が、登録株式数の75%を超えるとき。</u> <u>株主数が、次の登録株式数の区分に従い、当該区分に定める人数に達しないとき。ただし、登録銘柄の最近の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1の人数（600人を下限とする。）に達しないときとし、10万円未満である場合には、600人に達しないときとする。</u> <u>登録株式数が2万単元未満の場合</u> 600人 <u>登録株式数が2万単元以上12万単元未満の場合</u> 900人に登録株式数1万単元から計算して登録株式数1万単元を増すごとに100人を加えた人数	<u>（選定の取消基準）</u> 第4条 本協会は、<u>信用銘柄が次の各号の一に該当する場合は、原則として、信用銘柄の選定を取り消すものとする。</u> <u>登録株式数が1万単元未満となったとき。</u> <u>株主数（直前決算期末現在における有価証券報告書に記載された1単元以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。）が500人未満となったとき。ただし、株主数が500人未満に該当した決算期日の翌日から起算して1か年目の日（当該銘柄が株式会社証券保管振替機構取扱株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の発行会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期日）までの期間（以下「猶予期間」という。）を通じて、当該取消基準に該当したと認められる場合を除き、信用銘柄の選定の取消しは行わないものとする。</u>

新	旧（順 不 同）
(ハ) <u>登録株式数が12万単元以上の場合</u> <u>2,000人</u> 3 <u>登録銘柄としての登録の取消しが決定された銘柄であるとき。</u> 4 <u>その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>第11条第4項の規定により制度信用銘柄に選定された新株券が前項第1号又は第2号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定の取消しは行わない。</u> <u>（貸借銘柄である登録銘柄の選定取消基準）</u> <u>第15条 本協会は、貸借銘柄である登録銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。</u> 1 <u>登録株式数が1万9,500単元に満たない銘柄であるとき。</u> 2 <u>株式の分布状況が次のイ又はロのいずれかに該当する銘柄であるとき。</u> イ <u>少数特定者持株数が登録株式数の75%を超えるとき。</u> ロ <u>株主数が、次の登録株式数の区分に従い、当該区分に定める人数に達しないとき。ただし、登録銘柄の最近の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、該当人数の2分の1の人数（1,200人を下限とする。）に達しないときとし、10万円未満である場合には、1,200人に達しないときとする。</u> (イ) <u>登録株式数が3万単元未満の場合</u> <u>1,200人</u>	3 <u>登録銘柄としての登録を取り消されたとき。</u> 4 <u>売買状況等からみて信用銘柄として適当でないと認められるとき。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>第2条第2項の規定により信用銘柄に選定された新株が前項第1号又は第2号に該当する場合は、信用銘柄の選定の取消しは行わないものとする。</u> （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
(ロ) <u>登録株式数が3万単元以上20万単元未満の場合</u> <u>1,200 人に登録株式数2万単元から計算して登録株式数1万単元を増すごとに100人を加えた人数</u> (ハ) <u>登録株式数が20万単元以上41万単元未満の場合</u> <u>2,900 人に登録株式数17万単元から計算して登録株式数3万単元を増すごとに100人を加えた人数</u> (ニ) <u>登録株式数が41万単元以上の場合</u> <u>3,700 人</u> <u>3 登録銘柄としての登録の取消しが決定された銘柄であるとき。</u> <u>4 その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。</u> <u>（登録銘柄に係る選定取消基準の特例）</u> 第16条 <u>第14条及び前条の規定にかかわらず、制度信用銘柄又は貸借銘柄が第14条第1項第2号又は前条第1項第2号に該当するときは、原則として該当した決算期の翌日から起算して1か年目の日（決算期の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の発行会社の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期）までの期間（以下「猶予期間」という。）を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。</u> <u>（選定取消しの時期）</u> 第17条 <u>第14条第1項第1号若しくは第4号又は第15条第1項第1号若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、本協会がその都</u>	（ 新 設 ） <u>（選定取消しの時期）</u> 第5条 <u>前条第1項第1号、第3号、第4号及び第6号のいずれかに該当した場合の信用銘柄の選定の取消しは、本協会がその都度定める日に行うものとする。</u>

新	旧（順 不 同）
度定める日に行う。 2 <u>前条に規定する猶予期間を通じて第 14 条第 1 項第 2 号又は第 15 条第 1 項第 2 号に該当したと認められる場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して 5 か月目の月の初日に行う。</u> 3 <u>第 14 条第 1 項第 3 号又は第 15 条第 1 項第 3 号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該銘柄の登録銘柄としての登録の取消しが決定された日の翌日に行う。ただし、登録規則第 11 条第 2 項第 19 号に規定する基準に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消しは、当該銘柄の登録銘柄としての登録を取り消される日に行う。</u> （選定又は選定取消しの資料） 第 18 条 <u>第 11 条及び第 12 条の規定による選定並びに第 14 条及び第 15 条の規定による選定の取消しは、選定の日又は選定の取消しの日における現況による。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。</u> 1 <u>第 11 条第 1 項第 3 号、第 12 条第 1 項第 2 号、第 14 条第 1 項第 2 号及び第 15 条第 1 項第 2 号</u> <u>有価証券報告書等又は「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則第 7 条第 3 項第 5 号の規定により提出される株式の分布状況表等</u> 2 <u>第 11 条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに第 12 条第 1 項第 4 号及び第 5 号</u> <u>有価証券報告書等</u>	2 <u>猶予期間を通じて前条第 1 項第 2 号に該当したと認められる場合の信用銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して 5 か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に行うものとする。</u> 3 <u>前条第 1 項第 5 号に該当した場合の信用銘柄の選定の取消しは、当該銘柄が登録銘柄としての登録を取り消される日に行うものとする。</u> （選定又は選定取消しの取扱い） 第 6 条 <u>第 2 条に規定する選定及び第 4 条に規定する選定の取消しは、選定の日又は選定の取消しの日における現況によるものとする。</u> （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
<u>3 第11条第2項第2号及び第3項第2号並びに第12条第2項第2号及び第3項第2号</u> <u>「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第1号）等の規則の取扱いについて（理事会決議）第I部〔2〕I. 11.（1）及び（4）、12.（1）並びに 13.（1）及び（4）の規定により提出される「株式分布状況に関する予定書」</u> 第4章 有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項 （委託保証金の受入れ） 第19条 （ 現行どおり ） 1 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） イ 当該信用取引に係る通常の最低限度額と当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額（<u>第26条第1項</u>に規定する計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下同じ。）との合計額が30万円以上のときは、当該信用取引に係る通常の最低限度額 ロ 当該信用取引に係る通常の最低限度額と当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額との合計額が30万円に満たないときは、その差額を当該信用取引に係る通常の最低限度額に加算した額 （委託保証金の有価証券による代用） 第20条 信用取引に係る委託保証金は、有価証券をもって代用することができる。	第3章 有価証券の売買取引の受託についての信用の供与に関する事項 （委託保証金） 第7条 （ 省 略 ） 1 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） イ 当該信用取引に係る通常の最低限度額と当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額（<u>第11条第1項</u>に規定する計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下同じ。）との合計額が30万円以上のときは、当該信用取引に係る通常の最低限度額 ロ 当該信用取引に係る通常の最低限度額と当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額との合計が30万円に満たないときは、その差額を当該信用取引に係る通常の最低限度額に加算した額 （委託保証金の有価証券による代用等） 第8条 信用取引に係る委託保証金は、有価証券をもって代用することができる。

新	旧（順 不 同）
2 前項に規定する有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に掲げる有価証券については、<u>当該各号に定める時価をいう。</u>以下同じ。）に当該各号に<u>定める</u>率を乗じて得た額を超えない額とする。 <u>1</u> } （ 現 行 ど お り ） <u>5</u> <u>6</u> 国内の証券取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券（同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。）及び交換社債券を除く。以下この条において同じ。）又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100 分の 85 <u>6 の 2</u> } （ 現 行 ど お り ） <u>14</u> 3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に<u>従い、</u>次の各号に定めるところによる。 <u>1</u> （ 現 行 ど お り ） <u>2</u> 前項第 2 号に規定する株券、同項第 7 号に規定する転換社債型新株予約権付社債券のうち本協会に登録されているもの 本協会が公表する午後 3 時（半休日	2 前項に規定する有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価（次項各号に<u>規定する有価証券の時価を</u>いう。以下同じ。）に当該各号に<u>掲げる</u>率を乗じて得た額を超えない額とする。 <u>(1)</u> } （ 省 略 ） <u>(5)</u> <u>(6)</u> 国内の証券取引所に上場されている社債券（新株予約権付社債券（同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。）及び交換社債券を除く。以下この条において同じ。）又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（<u>交換社債券以外の社債券であって、かつ、</u>その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100 分の 85 <u>(6) の 2</u> } （ 省 略 ） <u>(14)</u> 3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に<u>応じ</u>次の各号に定めるところによる。 <u>(1)</u> （ 省 略 ） <u>(2)</u> 前項第 2 号に規定する株券、同項第 7 号に規定する転換社債型新株予約権付社債券のうち本協会に登録されているもの 本協会が公表する午後 3 時（半休日

新	旧（順 不 同）
においては、午前 11 時。<u>以下同じ。</u>) 現在における直近の売買価格 <u>3</u> } (現行どおり) <u>5</u>	日においては、午前 11 時) 現在にお ける直近の売買価格 <u>(3)</u> } (省 略) <u>(5)</u>
<u>(委託保証金の代用有価証券に関する効 力発生の時期)</u> 第 21 条 <u>信用取引に係る委託保証金を外国 株券をもって代用する場合の差入れ(以下 「代用差入れ」という。)又は返還を会員 に設けられた顧客の口座において行うと きは、会員が、当該顧客の口座に、代用差 入れが行われている旨及び当該数量を記 帳し又はその記帳を抹消した時にその効 力が生ずるものとする。</u>	(新 設)
(信用取引による<u>有価証券</u>又は金銭の貸 付け) 第 22 条 <u>会員は、顧客の信用取引による売 付けについては、当該売付けの決済日に当 該売付代金及び委託保証金を担保として 当該売付有価証券の貸付けを行うものと し、信用取引による買付けについては、当 該買付けの決済日に当該買付有価証券及 び委託保証金を担保として当該買付約定 価額の全額に相当する金銭の貸付けを行 うものとする。</u> 2 <u>貸借銘柄について、前項の有価証券又は 金銭の貸付けを制度信用取引により行う 場合は、会員は、本協会の定める品貸料を、 有価証券の貸付けを受けている顧客から 徴収し、金銭の貸付けを受けている顧客に 交付するものとする。</u> (削 る)	(信用取引による<u>株券</u>又は金銭の貸付 け) 第 15 条 <u>会員は、顧客の信用取引による売 付けについて、当該売付けの受渡日に当該 売付代金及び委託保証金を担保とし、当該 売付株券(自己が保有する株券又は本協会 が別に定める「株券の貸借取引の取扱いに ついて」(理事会決議)に基づき借り入れ ることが確実に見込まれる株券をいう。以 下同じ。)の貸付けを行うものとする。</u> 2 <u>会員は、前項の当該売付株券の貸付けに ついては、自社が定める交付率による金利 を当該顧客に交付し、自社が定める徴収率 による品貸料を当該顧客から徴収するこ とができる。</u> 3 <u>会員は、顧客の信用取引による買付けに ついて、当該買付けの受渡日に当該買付株 券及び委託保証金を担保とし、当該買付約</u>

新	旧（順 不 同）
（ 削 る ） （品賃料を授受する期間） 第 23 条 前条第 2 項の規定による品賃料の授受は、貸付けの日から弁済の日の前日までとする。 （信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限） 第 24 条 信用取引による売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その 3 日前の日までに顧客からの弁済の申し出がない場合は、逐日（休業日を除く。）これを繰り延べるものとする。ただし、<u>制度信用取引においては</u>、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の 6 か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して 4 日目の日を超えて繰り延べることができない。 （ 削 る ） （委託保証金の引出し等の制限） 第 25 条 会員は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、未決済勘定の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入	<u>定価額の金額に相当する金銭の貸付けを行うものとする。</u> 4 会員は、前項の当該買付約定価額の金額に相当する金銭の貸付けについては、<u>自社が定める徴収率による金利を当該顧客から徴収し、自社が定める交付率による品賃料を当該顧客に交付することができる。</u> （金利及び品賃料を授受する期間） 第 16 条 前条の規定による金利の授受は、<u>貸付けの日から弁済の日までとし、品賃料の授受は、貸付けの日から弁済の日の前日までとする。</u> （信用取引による株券又は金銭の貸付けの弁済期限） 第 17 条 信用取引による売付株券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、貸付けの日の翌日とし、その 3 日前（<u>休業日を除く。</u>）の日までに顧客からの弁済の申し出がない場合は、逐日（休業日を除く。）これを繰り延べるものとする。ただし、当該信用取引による売付け又は買付けが成立した日の<u>3 か月目又は 6 か月目の日の</u>応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して 4 日目の日を超えて繰り延べることができない。 （委託保証金の使用制限） 第 9 条 <u>削 除</u> （委託保証金の引出し等の制限） 第 10 条 会員は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、未決済勘定（<u>証券取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその</u>

新	旧（順 不 同）
れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。 1 引き出させ又は充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。<u>次条及び第29条</u>において同じ。）に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額（引き出させる場合において、その額が30万円に満たないときは30万円）を超えている場合には、その超過額（充当する場合において、当該超過額が、当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額に<u>第19条</u>の規定により差し入れられるべき委託保証金の額を加算した額と30万円との差額に相当する額を超えるときは、その超える部分の額を控除した額。以下この号及び次号において同じ。）に相当する金銭又はその超過額を<u>第20条第2項各号</u>に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券 2 充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る一切の有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額（信用取引を行った日に反対売買を行い、同日に他の信用取引を行った場合における当該反対売買を行った有価証券の約定価額を除く。）を控除し	<u>保証金に関する内閣府令第1条第3項に規定する債務をいう。）</u>の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。 1 引き出させ又は充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。<u>第11条及び第14条</u>において同じ。）に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額（引き出させる場合において、その額が30万円に満たないときは30万円）を超えている場合には、その超過額（充当する場合において、当該超過額が、当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額に<u>第7条</u>の規定により差し入れられるべき委託保証金の額を加算した額と30万円との差額に相当する額を超えるときは、その超える部分の額を控除した額。以下この号及び次号において同じ。）に相当する金銭又はその超過額を<u>第8条第2項に規定する信用取引に係る代用掛目</u>をもって除して得た額に相当する有価証券 2 充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る一切の有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額（信用取引を行った日に反対売買を行い、同日に他の信用取引を行った場合における当該反対売買を行った有価証券の約定価額を除く。）を控除し

新	旧（順 不 同）
た額に 100 分の 30 を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を<u>第 20 条第 2 項各号に掲げる率</u>をもって除して得た額に相当する有価証券 3 未決済勘定の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額から決済する未決済勘定に係る信用取引の有価証券の約定価額を控除した額に 100 分の 30 を乗じた額（その額が 30 万円に満たないときは、30 万円）を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を<u>第 20 条第 2 項各号に規定する率</u>をもって除して得た額に相当する有価証券 4 決済（反対売買による決済を除く。）する未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、<u>第 19 条</u>の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券(当該差入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る有価証券の約定価額に 100 分の 30 を乗じた額（その額が 30 万円に満たないときは、30 万円）以上となる場合に限る。) 5 未決済勘定の全部を決済するために引き出させる場合には、<u>第 19 条</u>の規定により顧客から差し入れられた一切の	た額に 100 分の 30 を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を<u>第 8 条第 2 項に規定する信用取引に係る代用掛目</u>をもって除して得た額に相当する有価証券 3 未決済勘定の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る一切の有価証券の約定価額から決済する未決済勘定に係る信用取引の有価証券の約定価額を控除した額に 100 分の 30 を乗じた額（その額が 30 万円に満たないときは、30 万円）を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を<u>第 8 条第 2 項に規定する信用取引に係る代用掛目</u>をもって除して得た額に相当する有価証券 4 決済（反対売買による決済を除く。）する未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、<u>第 7 条</u>の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券(当該差入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の信用取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る有価証券の約定価額に 100 分の 30 を乗じた額（その額が 30 万円に満たないときは、30 万円）以上となる場合に限る。) 5 未決済勘定の全部を決済するために引き出させる場合には、<u>第 7 条</u>の規定により顧客から差し入れられた一切の委

新	旧（順 不 同）
委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券 6 （ 現行どおり ） 7 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） （受入保証金の計算方法） 第 26 条 （ 現行どおり ） 2 信用取引に係る受入保証金の総額の計算において、当該受入保証金の全部又は一部が有価証券をもって代用されている場合におけるその代用価格は、計算する日の前日の当該有価証券の時価に<u>第 20 条第 2 項各号に掲げる率</u>を乗じて得た額によるものとする。 3 第 1 項の相場の変動に基づく損益は、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価（<u>前日に本協会が公表する午後 3 時現在における直近の売買価格。前日に売買価格がないときはその直近の日に本協会が公表する午後 3 時現在における直近の売買価格。</u>）により評価した価額との差損益とする。 （計算上の利益の引出し等の制限） 第 27 条 （ 現行どおり ） （委託保証金の追加差入れ） 第 28 条 （ 現行どおり ） （委託保証金の維持） 第 29 条 （ 現行どおり ） （新株引受権等が付与された場合の<u>有価証券</u>の弁済） 第 30 条 新株引受権等（新株引受権、株式分割等による株式を受ける権利（新株券を	託保証金の額に相当する金銭又は有価証券 6 （ 省 略 ） 7 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） （受入保証金の計算方法） 第 11 条 （ 省 略 ） 2 信用取引に係る受入保証金の総額の計算において、当該受入保証金の全部又は一部が有価証券をもって代用されている場合におけるその代用価格は、計算する日の前日の当該有価証券の時価に<u>第 8 条第 2 項に規定する信用取引に係る代用掛目</u>を乗じて得た額によるものとする。 3 第 1 項の相場の変動に基づく損益は、当該有価証券の約定価額と計算する日の前日の時価（<u>前日の最終価格。前日に約定価格がないときはその直近の日の最終価格。</u>）により評価した価額との差損益とする。 （計算上の利益の引出し等の制限） 第 12 条 （ 省 略 ） （委託保証金の追加差入れ） 第 13 条 （ 省 略 ） （委託保証金の維持） 第 14 条 （ 省 略 ） （新株引受権等が付与された場合の<u>株券</u>の弁済） 第 18 条 新株引受権等が付与された<u>株券</u>についての信用取引による<u>株券</u>の貸付けの

新	旧（順 不 同）
<u>追加して発行する株式分割による株式を受ける権利、会社の分割による株式を受ける権利及び登録銘柄の発行会社が他の登録銘柄の発行会社に吸収合併されるとき（吸収合併される登録銘柄の発行会社の株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられ、旧株券と新株券の双方が登録されることとなるときに限る。）において、吸収合併される登録銘柄の発行会社の株式に対して新株式の割り当てを受ける権利（以下「発行会社の吸収合併により株式を受ける権利」という。）をいう。以下同じ。）又は株主割当の方法で発行される新株予約権の引受権（以下「新株予約権の引受権」という。）をいう。以下同じ。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該新株引受権等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。</u> （新株引受権等が付与された場合の調整） 第31条 会員が顧客に対し、新株引受権等が付与された有価証券について、<u>制度信用取引</u>による金銭の貸付けを継続する場合においては、買付約定価額から別表「<u>引受権価額算出に関する表</u>」により算出した新株引受権等の価額（以下「引受権価額」という。）を差し引いた金額によるものとし、<u>制度信用取引</u>による有価証券の貸付けを継続する場合においては、担保として提供を受けた売付代金の額から引受権価額を差し引くものとする。 第5章 制度信用取引に係る権利処理	弁済期日が、当該新株引受権等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。 （新株引受権等が付与された場合の調整） 第19条 会員が顧客に対し、新株引受権等が付与された有価証券について、<u>信用取引</u>による金銭の貸付けを継続する場合においては、買付約定価額から別表に定める算式により算出した新株引受権等の価額（以下「引受権価額」という。）を差し引いた金額によるものとし、<u>信用取引</u>による有価証券の貸付けを継続する場合においては、担保として提供を受けた売付代金の額から引受権価額を差し引くものとする。 第4章 信用取引に係る権利処理

新	旧（順 不 同）
（配当落調整額） 第 32 条 会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき配当（中間配当（商法第 293 条ノ 5 第 1 項に規定する金銭の分配をいう。）を含む。以下同じ。）が付与された場合は、当該銘柄の発行会社の株主に付与される配当金額から配当所得に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額（以下「配当落調整額」という。）の金銭を当該銘柄の発行会社の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客（以下「信用買顧客」という。）に支払い、制度信用取引に係る株券の貸付けを受けている顧客（以下「信用売顧客」という。）から徴収する。 （ 削 る ） （ 削 る ）	（新株引受権等又は配当が付与された場合の処理） 第 20 条 会員は、新株引受権等又は配当が付与された場合には、顧客との間で別段の合意がある場合を除き、次の各号に定めるところにより権利処理を行うものとする。 1 新株引受権等が付与された場合は、引受権価額に相当する額の金銭を当該新株引受権等の割当期日現在の信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客（以下「信用買顧客」という。）に支払い、信用取引に係る株券の貸付けを受けている顧客から（以下「信用売顧客」という。）受け入れるものとする。 2 配当が付与された場合は、当該銘柄の発行会社の株主に付与される配当金額から配当所得に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額（以下「配当落調整額」という。）の金銭を当該銘柄の発行会社の配当受領株主確定日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から受け入れるものとする。

新	旧（順 不 同）
（ 削 る ） 2 前項の規定による金銭の授受は、当該銘柄の発行会社が配当の交付を開始した日（以下「配当交付日」という。）以降遅滞なく行うものとする。 （予想配当落調整額の金銭の預託） 第33条 会員は、前条の規定により信用売顧客から配当落調整額の金銭の引渡しを受けることとなった場合において必要と認めるときは、配当交付日以前において予想配当落調整額の金銭を信用売顧客から預託させることができる。 （新株引受権等） 第34条 会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき、新株引受権等が付与された場合は、引受権価額に相当する額の金銭を当該新株引受権等の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。 2 前項の規定により信用買顧客に支払う金銭は、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金から差し引き、信用売顧客から徴収する金銭は、当該制度信用取引の担保となっている売付代金から差し引くことにより処理するものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格又は売付価格から引受権価額を差し引いた額が1円未満となる銘柄につい	る。 2 前項第1号の規定により、信用買顧客に支払う金銭は、当該信用取引について貸し付けている買付代金から差し引き、信用売顧客から徴収する金銭は、当該信用取引の担保となっている売付代金から差し引くことにより処理するものとする。 3 第1項第2号の規定による金銭の授受は、当該銘柄の発行会社が配当金の交付を開始した日（以下「配当交付日」という。）以後遅滞なく行うものとする。 （予想配当落調整額の金銭の預託） 第21条 会員は、前条第1項第2号の規定により、信用売顧客から配当落調整額の金銭の引渡しを受けることとなった場合において必要と認めるときは、配当交付日以前において予想配当落調整額の金銭を信用売顧客から預託させることができる。 （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
ては、これが1株当たり1円となるよう、<u>その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。</u> （新株式等の引受け） 第35条 <u>前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株引受権が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、<u>売買規則第5条第4項の規定に基づき本協会が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について、信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、会員がこれに応じることができるときは、会員は、新株引受権証書を引き渡し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、新株券を引き渡すことにより処理することができるものとする。</u></u> 2 <u>前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合において、割り当てられた新株式（商法第374条ノ19の規定により移転する株式を含む。以下同じ。）のうち、<u>売買規則第5条第4項の規定に基づき本協会が定める売買単位（当該新株式の発行会社が発行する株券が本協会に登録されている銘柄又は国内の証券取引所に上場されている銘柄のいずれでもない場合にあっては、1単元）の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、会員がこれに応じることができるときは、会員は、新株券（商法第374条ノ19の規定により移転する株式に係る株券を含む。以下</u></u>	（新株式の引受け） 第22条 <u>第20条第1項第1号及び同条第2項の規定にかかわらず、<u>信用取引</u>を行っている銘柄について新株引受権等が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、<u>1単元の整数倍の数の新株式について、信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、会員がこれに応じることができるときは、会員は、新株引受権の場合にあっては、新株引受権証書（以下「証書」という。）を引き渡し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ受け入れたうえ、新株券を引き渡すことにより処理することができるものとし、株式分割による株式を受ける権利の場合にあっては、新株券を引き渡すことにより処理することができるものとする。</u></u> （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
同じ。）を引き渡すことにより処理することができるものとする。 3 <u>前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権の引受権（譲渡につき制限を行っている新株予約権に係るものを除く。）が付与された場合において、割り当てられた新株予約権について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、会員がこれに応じることができるときは、会員は、新株予約権証券を引き渡すことにより処理することができるものとする。</u> 4 <u>前3項の規定により、会員が新株券、新株引受権証書又は新株予約権証券を引き渡すこととなった場合は、会員は、当該信用買顧客から引受権価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。</u> （金銭の授受の日） 第36条 <u>前2条の規定による金銭の授受（計算上の処理を含む。）の日は、当該銘柄の権利付売買最終日における売買の決済日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とする。</u> （新株券等の授受の日） 第37条 <u>第35条第1項から第3項までの規定による新株券、新株引受権証書又は新株予約権証券の授受は、当該銘柄の発行会社が新株券、新株引受権証書又は新株予約権証券の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。</u>	（ 新 設 ） 2 <u>前項の規定により、会員が新株券又は証書を引き渡すこととなった場合は、会員は、当該信用買顧客から引受権価額に相当する額の金銭を受入れ、当該信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。</u> （引受権価額に相当する額の金銭の授受の日） 第23条 <u>第20条第1項第1号及び同条第2項並びに前条の規定による引受権価額に相当する額の金銭の授受の日は、当該銘柄の権利付売買最終日における売買の受渡日の翌日（当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とする。</u> （新株券又は証書の授受の日） 第24条 <u>第22条第1項に規定する新株券又は証書の授受は、当該銘柄の発行会社が新株券又は証書の交付を開始した日（以下「新株券等交付日」という。）以後遅滞なく行うものとする。</u>

新	旧（順 不 同）
<u>（振替決済による新株引受権証書の授受）</u> 第38条 第35条第1項の規定による新株引受権証書の授受は、当該新株引受権証書が本協会に登録されている場合においては、これを振替決済により行うものとする。 （ 削 る ） （ 削 る ） <u>（議決権その他の権利等）</u> 第39条 会員は、<u>制度信用取引</u>においては、株主総会の議決権、株主の帳簿閲覧権、株主優待券等については、これを権利として<u>処理</u>を行わないものとする。 <u>（権利処理の特例）</u> 第40条 本協会は、この章に定めのない<u>制度信用取引</u>に係る権利の割当てがあった場合及びこの章に基づく権利の処理が特に適当でないと認める場合は、当該権利処理についてその都度これを定める。 第6章 信用取引の管理及び規制等 <u>（信用取引口座設定約諾書の受入れ等）</u> 第41条 会員は、顧客が信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から当該口座の設定の申込みを受け、当該口座の設	（ 新 設 ） <u>（有価証券取引税）</u> 第25条 <u>削 除</u> <u>（権利処理等に係る手数料）</u> 第26条 会員は、信用取引を行っている銘柄について、株主名簿閉鎖開始日の前日又は基準日現在の信用買顧客から、<u>信用取引に係る権利の処理又は名義書換に係る手数料を受け入れることができる。</u> <u>（議決権その他の権利等）</u> 第27条 会員は、株主総会の議決権、株主の帳簿閲覧権、株主優待券等については、<u>権利処理</u>を行わないものとする。 <u>（権利処理の特例）</u> 第28条 本協会は、この章に定めのない<u>信用取引</u>に係る権利の割当てがあった場合及びこの章に基づく権利の処理が特に適当でないと認める場合は、当該権利処理についてその都度これを定める。 第5章 信用取引の管理及び規制等 <u>（信用取引口座設定約諾書の受入れ等）</u> 第29条 会員は、顧客が信用取引口座を設定しようとするときは、当該顧客から当該口座の設定の申込みを受け、当該口座の設

新	旧（順 不 同）
定の<u>承諾</u>を行うものとする。 2 会員は、前項の規定により、信用取引口座の設定を<u>承諾</u>した場合には、当該顧客から本協会及び証券取引所が定める様式による信用取引口座設定約諾書（<u>当該顧客が所定事項を記載し、これに署名又は記名押印したものに限る。</u>）の差入れを<u>受け入れるものとする。</u> （顧客の決済不履行の場合の措置） 第42条 会員は、顧客が所定の時限までに、<u>預託すべき委託保証金を預託しないとき若しくは支払うべき金銭を支払わないとき又は当該会員から貸付けを受けた買付代金若しくは売付有価証券の弁済を行わない場合には、任意に、信用取引に係る決済を行うために、当該顧客の計算において、<u>売付契約又は買付契約の締結（その委託を含む。）を行うことができる。</u></u> 2 （ 現 行 ど お り ） （ 削 る ） （信用取引に関する通知書の送付） 第43条 会員は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客（他の会員を除く。）に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。 2 <u>制度信用取引に係る前項に規定する通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、数量、約定価格、売買成立日及び最終弁済申出期限を記載しなければならない。</u> 3 <u>一般信用取引に係る第1項に規定する通知書には、前項に掲げる事項のほか、顧客との間で合意した品貸料の内容を記載しなければならない。</u>	定の<u>承認</u>を行うものとする。 2 会員は、前項の規定により、信用取引口座の設定を<u>承認</u>した場合には、当該顧客から本協会及び証券取引所が定める様式による信用取引口座設定約諾書の差入れを<u>受けるものとする。</u> （顧客の決済不履行の措置） 第30条 会員は、顧客が所定の時限までに委託保証金を預託しないとき若しくは支払うべき金銭を支払わないとき又は当該会員から貸付けを受けた買付代金若しくは売付株券の弁済を行わない場合には、任意に、信用取引に係る<u>受渡し</u>を行うために、当該顧客の計算において、<u>売付け又は買付けを行うことができる。</u> 2 （ 省 略 ） （信用取引に係る管理費） 第31条 削 除 （信用取引に関する通知書の送付） 第32条 会員は、信用取引に係る未決済勘定がある顧客（他の会員を除く。）に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付するものとする。 2 前項に規定する通知書には、銘柄、売付け又は買付けの別、<u>弁済の繰延期限の区別、株数、約定価格、売買成立日及び最終弁済申出期限を記載しなければならない。</u> （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
（信用取引残高の報告及び公表） 第44条 会員は、全銘柄の信用取引残高等について、所定の様式により、<u>日々又は週1回</u>本協会に報告するものとする。 2 本協会は、前項の規定により会員から報告を受けた信用取引残高等について、<u>週1回</u>公表するものとする。 3 （ 現 行 ど お り ） （信用取引の規制措置） 第45条 本協会は、会員の信用取引の過度の利用により、登録銘柄の売買価格等に著しい変動があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合は、次に掲げる規制措置を講じることができる。 1 （ 現 行 ど お り ） 2 <u>信用取引による売付け若しくは買付けに係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乗すべき率の引下げ</u> 3 <u>信用取引による売付け又は買付けに係る委託保証金の有価証券をもってする代用の制限を行う場合において、当該委託保証金のうち有価証券をもって代用することができない部分の全部又は一部に相当する額の金銭の会員による本協会への預託</u> 4 （ 現 行 ど お り ） 第7章 雑 則 （本協会が指定する証券金融会社） 第46条 <u>売買規則第45条に規定する本協会</u>	（信用取引残高の報告及び公表） 第33条 会員は、全銘柄の信用取引<u>合計</u>残高等について、所定の様式により、週1回本協会に報告するものとする。 2 本協会は、前項の規定により会員から報告を受けた信用取引<u>合計</u>残高等について、<u>遅滞なく</u>公表するものとする。 3 （ 省 略 ） （信用取引の規制措置） 第34条 本協会は、会員の信用取引の過度の利用により、<u>信用銘柄に選定されている登録銘柄の売買価格等に著しい変動があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合は、次の各号に掲げる規制措置を講じることができる。</u> 1 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） 2 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
<u>が指定する証券金融会社は、日本証券金融株式会社とする。</u> （電磁的方法による差入れの受付等） 第47条 会員は、<u>第41条第2項に規定する信用取引口座設定約諾書の差入れに代えて、「書面の電磁的方法により提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該約諾書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により受け入れることができる。この場合において、当該会員は、当該約諾書の差入れを受け入れたものとみなす。</u> 2 会員は、<u>第43条第1項の規定による通知書の送付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該通知書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該通知書を送付したものとみなす。</u> （<u>有価証券等清算取次ぎに対する適用</u>） 第48条 <u>有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該有価証券の売買を行う者と、貸借取引に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する会員を当該貸借取引を行うものとみなしてこの細則（第10条を除く。）を適用する。</u> （<u>信用取引及び貸借取引に関する所要の取扱い</u>）	（電磁的方法による差し入れの受付等） 第35条 会員は、<u>第29条第2項に規定する信用取引口座設定約諾書の差し入れに代えて、「書面の電磁的方法により提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該約諾書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により受け入れることができる。この場合において、当該会員は、当該約諾書の差し入れを受けたものとみなす。</u> 2 会員は、<u>第32条第1項の規定による通知書の送付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）に定めるところにより、当該通知書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により送付することができる。この場合において、当該会員は、当該通知書を送付したものとみなす。</u> （ 新 設 ）

新	旧（順 不 同）
第 49 条 <u>この細則に定める事項のほか、信用取引及び貸借取引に関する所要の取扱いについては本協会が別に定めるところによるものとする。</u> 付 則（平 13.3.30） この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、<u>第 47 条第 1 項の規定</u>については、本協会が別に定める日から施行する。 （ 削 る ） <u>別表 引受権価額算出に関する表</u> 付 則 第 1 条 この改正は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。 第 2 条 改正前の「登録銘柄の信用取引に関する細則」に基づき行われた信用取引に係る未決済勘定については、なお従前の例による。 第 3 条 この改正規定施行の際、改正後の第 11 条第 1 項第 1 号から第 11 号までの各号に規定する基準に適合する登録銘柄については、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）に制度信用銘柄に選定されたものとみなす。 2 前項の規定により制度信用銘柄に選定されたものとみなされる登録銘柄のうち、この改正規定施行の際、改正後の第 12 条第 1 項第 1 号から第 11 号までの各号に規定する基準に適合する登録銘柄について	（ 新 設 ） 付 則（平 13.3.30） この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、<u>第 35 条第 1 項の規定</u>については、本協会が別に定める日から施行する。 <u>別表 引受権価額を算出するための算式</u> （ 新 設 ） （別添のとおり）

新	旧（順 不 同）
は、施行日に貸借銘柄に選定されたものとみなす。 第 4 条 前条の規定により制度信用銘柄に選定されたものとみなされる登録銘柄を除き、この改正規定施行の際、次の各号のいずれかに適合する登録銘柄については、施行日に制度信用銘柄に選定されたものとみなす。ただし、本項の規定により制度信用銘柄に選定されたものとみなされた登録銘柄のうち、施行日以後2年を経過した後最初に到来する事業年度末までの間に、改正後の第 11 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号から第 11 号までの各号に規定する基準を満たさない登録銘柄については、制度信用銘柄としての選定を取り消すものとする。 1 当該登録銘柄の時価総額（施行日の属する月から起算して5か月さかのぼった月における1ヶ月間の平均時価総額をいう。以下同じ。）が300億円以上600億円未満の銘柄であって、次のイからニに適合する銘柄であるとき。 イ 利益の額が次の(イ)又は(ロ)に適合する銘柄であるとき。 (イ) 当該登録銘柄の発行会社の直前事業年度における経常利益金額が正であり、直前2事業年度の経常利益金額の合計が10億円以上であるとき。 (ロ) 当該登録銘柄の発行会社の直前事業年度における経常利益金額が10億円以上であるとき。 ロ 6か月間における売買高等が次の(イ)及び(ロ)に適合する銘柄であるとき。 (イ) 当該登録銘柄の月平均売買高が200 単元以上であるとき。この場合	

新	旧（順 不 同）
において、当該6か月間における直近3か月間の各月の売買高が200単元以上であるとき。 (ロ) 当該登録銘柄の月平均値付率が90%以上であるとき。この場合において、当該6か月間における直近3か月間の各月の値付率が90%以上であるとき。 ハ 改正後の第11条第1項第1号及び第6号から第11号までの各号に規定する基準に適合する銘柄であるとき。 ニ 改正後の第14条第1項第1号から第4号までの各号に規定する基準に該当しない銘柄であるとき。 2 当該登録銘柄の時価総額が600億円以上の銘柄であって、次のイからニに適合する銘柄であるとき。 イ 利益の額が次の(イ)又は(ロ)に適合する銘柄であるとき。 (イ) 当該登録銘柄の発行会社の直前事業年度における経常利益金額が正であり、直前2事業年度における経常利益金額の合計が5億円以上であるとき。 (ロ) 当該登録銘柄の発行会社の直前事業年度における経常利益金額が10億円以上であるとき。 ロ 当該登録銘柄の売買高等が前号ロに適合する銘柄であるとき。 ハ 改正後の第11条第1項第1号及び第6号から第11号までの各号に規定する基準に適合する銘柄であるとき。 ニ 改正後の第14条第1項第1号から第4号までの各号に規定する基準に該当しない銘柄であるとき。 2 前項の規定により制度信用銘柄に選定されたものとみなされた登録銘柄のう	

新	旧（順 不 同）
ち、この改正規定施行の際、次の各号のいずれかに適合する登録銘柄については、施行日に貸借銘柄に選定されたものとみなす。ただし、本項の規定により貸借銘柄に選定されたものとみなされた登録銘柄のうち、施行日以後2年を経過した後最初に到来する事業年度末までの間に、改正後の第12条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第11号までの各号に規定する基準を満たさない登録銘柄については、貸借銘柄としての選定を取り消すものとする。 1 当該登録銘柄の時価総額が300億円以上600億円未満の銘柄であって、次のイ及びロに適合する銘柄であるとき。 イ 改正後の第12条第1項第10号及び第11号に規定する基準に適合する銘柄であるとき。 ロ 改正後の第15条第1項第1号から第4号までの各号に規定する基準に該当しない銘柄であるとき。 2 当該登録銘柄の時価総額が600億円以上の銘柄であって、次のイ及びロに適合する銘柄であるとき。 イ 改正後の第12条第1項第10号及び第11号に規定する基準に適合する銘柄であるとき。 ロ 改正後の第15条第1項第1号から第4号までの各号に規定する基準に該当しない銘柄であるとき。 3 前2項の取扱い、次の各号に掲げるところによるものとする。 1 前2項ただし書きにより制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定を取り消す場合にあっては、改正後の第17条第2項の規定を準用する。 2 第1項第1号に規定する「平均時価総	

新	旧（順 不 同）
額」とは、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則第12条第4項第1号に規定する「月間平均時価総額」をいうものとし、同号に規定する「最終価格」の取扱いは、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」に関する細則第4条第1項の規定を準用する。 3 第1項第1号イ及び第2号イに規定する「経常利益金額」とは、連結財務諸表規則第61条により連結損益計算書に記載される「経常利益金額」をいうものとし、この場合において、同イ中「直前事業年度」とあるのは「直前連結会計年度」と、「直前2事業年度」とあるのは「直前2連結会計年度」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない事業年度がある場合には、財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」をいうものとする。 第5条 付則第3条及び第4条の規定による選定は、施行日における現況によるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定については、当該各号に掲げるところによるものとする。 1 付則第3条に基づく改正後の第11条第1項第3号、第5号及び第6号、改正後の第12条第1項第2号、第4号及び第5号、付則第4条に基づく改正後の第11条第1項第6号並びに付則第4条第1項第1号イ及び第2号イ 施行日の属する月から起算して5か月さかのぼった月の末日までに提出された直近の有価証券報告書等	

新	旧（順 不 同）
2 付則第3条に基づく改正後の第11条第1項第4号及び第12条第1項第3号並びに付則第4条第1項第1号ロに規定する売買高等 施行日の属する月から起算して5か月前の月の末日からさかのぼった6か月間における売買高等 第6条 改正後の第11条第1項第3号イ、改正後の第12条第1項第2号イ、改正後の第14条第1項第2号イ及び改正後の第15条第1項第2号イに規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式（明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。）及び役員が所有する株式の総数に登録銘柄の発行会社が所有する自己株式を加えた株式数」をいうものとする。 2 改正後の第11条第1項第3号ロ、改正後の第12条第1項第2号ロ、改正後の第14条第1項第2号ロ及び改正後の第15条第1項第2号ロに規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主（明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。）及び役員並びに登録銘柄の発行会社が自己株式を所有している場合には当該発行会社を除く1単元の株式の数以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。 3 登録株式数が10万単元以上の場合における改正後の第11条第1項第3号イ及び改正後の第12条第1項第2号イの規定の適用については、当分の間、これらの規定中「登録株式数の75%」とあるのは、登録株式数が10万単元以上18万単元未満の場合にあっては、「登録株式数の75%	

新	旧（順 不 同）
の数又は登録株式数の 92.5%に当たる株式数から 2 万 2,500 単元の株式数を減じて得た数のいずれか大きい数」とし、登録株式数が 18 万単元以上の場合にあっては、「登録株式数の 80%」とする。 4 改正後の第 14 条第 1 項第 2 号イ及び改正後の第 15 条第 1 項第 2 号イの規定の適用については、当分の間、これらの規定中「登録株式数の 75%」とあるのは「登録株式数の 80%」とする。	

別 添

別表 引受権価額算出に関する表

- 1 貸借取引の権利処理のために日本証券金融株式会社（以下「日証金」という。）がその銘柄について新株引受権、株式分割等による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権（以下「新株引受権等」という。）の売入札を行う場合

$$\frac{\text{新株引受権等処分総代金}}{\text{落札新株引受権等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

- 2 貸借取引の権利処理のために日証金とその銘柄について新株引受権等の買入札を行う場合

$$\frac{\text{新株引受権等買入総代金}}{\text{落札新株引受権等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

- 3 貸借取引の権利処理のために日証金とその銘柄について新株引受権等の売入札又は買入札を行わない場合

- (1) 新株引受権、新株券を追加して発行する株式分割による株式を受ける権利、発行会社の吸収合併による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権

$$\text{旧株券の権利付売買最終日の最終価格} - \left[\frac{\text{旧株券の権利付売買最終日の最終価格} - \text{経過配当金} + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率}}{1 + \text{新株式割当率}} + \text{経過配当金} \right]$$

- (2) 会社の分割による株式を受ける権利

- イ 権利落の期日において承継会社株券（分割により営業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。）が本協会に登録されている又は国内の証券取引所に上場されている場合

（分割会社株券（分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。）の権利付売買最終日の承継会社株券最終価格－承継会社株券に係る経過配当金）×新株式割当率

- ロ 前イ以外の場合

分割会社株券の権利付売買最終日の最終価格－分割会社株券の権利落の期日の売買規則第6条第1項第1号に規定する時間における1株当たりの平均売買代金

- (注) 1. 落札新株引受権等の数には、日証金が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の新株引受権等処理した場合の当該新株引受権等の数を含むものとし、新株引受

権等処分総代金及び新株引受権等買入総代金には、日証金が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の新株引受権等処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

2. 新株予約権の引受権価額を算出する場合においては、「新株式払込額」は、「新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の合計額の1株当たりの額」と読み替える。
3. 発行会社の吸収合併により株式を受ける権利の引受権価額を算出する場合においては、「経過配当金」は、「合併に際して吸収合併される発行会社の株主に支払われる金額（商法第409条第4号に規定する金額をいう。）の1株当たりの額」と読み替える。
4. 旧株券及び分割会社株券の権利付売買最終日の最終価格並びに分割会社株券の権利付売買最終日の承継会社株券の最終価格については、本協会が公表する午後3時（半休日においては、午前11時。以下同じ。）現在における直近の売買価格とし、その日に売買価格がない場合には、その直近の日に本協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。

ただし、承継会社株券が国内の証券取引所に上場されている株券の場合には最終値段、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段、その日に約定値段及び最終気配値段がない場合には直近の約定値段又は最終気配値段とする。

5. 経過配当金は、次の算式により算出した金額とする。ただし、配当起算日が商法第293条ノ5項第1項の規定により当該銘柄の発行会社が定めた一定の日の翌日となる場合においては、次の算式中「期首の日」は「会社が定めた一定の日の翌日」と、会社分割の場合においては、「権利付最終決済日」は「分割会社株券の権利付最終決済日」と読み替える。

（直前事業年度に係る配当金額－配当所得源泉徴収税額）

$$\times \frac{\text{経過日数（期首の日から権利付最終決済日までの日数）}}{365}$$

6. 経過配当金の計算において、当該銘柄の発行会社の直前事業年度が1年未満の場合には、直前事業年度に係る配当金額及び配当所得源泉徴収税額は、これを年換算する。
7. 算出した経過配当金又は引受権価額に銭位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。ただし、引受権価額に当該銘柄の売買単位の株式の数を乗じて得た金額について円位未満の端数が生じる場合には、算出した引受権価額に売買単位の株式の数を乗じて得た金額について生じる円位未満の端数を四捨五入し、これを売買単位の株式の数で除して得た金額を引受権価額とする。
8. 3（2）ロ中、「売買規則第6条第1項第1号に規定する時間における1株当たりの平均売買代金」とあるのは、分割会社株券に権利落の期日の売買規則第6条第1項第1号に規定する時間において売買価格がない場合には「売買規則第6条第1項第2号に規定する時間における1株当たりの平均売買代金」と読み替える。ただし、権利落の期日

において売買価格がない場合には「分割会社株券の権利落の期日の売買規則第6条第1項第1号に規定する時間における1株当たりの平均売買代金」とあるのは、「本協会がその都度定める値段」とする。

9. 3(2)ロにより算出された価額が0円未満となる場合は、引受権価額は0円とする。
10. 本表に定めのない事項については、本協会がその都度定める。

「信用取引口座設定約諾書」の一部改正について

平成16年3月16日

(下線部分変更)

新	旧
(貸出規程による制約) 第6条 私が制度信用取引を行っている場合において、<u>協会又は当該取引所</u>が指定する証券金融株式会社(以下「証金」という。)が貸借取引貸出規程(以下「貸出規程」という。)に基づいて次の措置、制約を行ったときは、私の制度信用取引につきそれと同様の措置、制約を行うこと。 (1) (現行どおり) (2) 天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、<u>協会又は当該取引所</u>における売買の停止又は制限、品不足、その他やむを得ない事由により一部又は全部の銘柄について貸借取引の決済が不可能又は著しく困難となるおそれがあると認められる場合において、証金が貸出規程に基づいて別にその方法・条件を定めて決済を行わせる措置 (3) (現行どおり) (買付有価証券等につき配当又は新株引受権の付与等が行われた場合の処理) 第7条 私が制度信用取引に関し、貴社に預入した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、配当又は新株引受権の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、協会又は当該取引所の定める方法により処理されること。 (削 る)	(貸出規程による制約) 第6条 私が制度信用取引を行っている場合において、当該取引所が指定する証券金融株式会社(以下「証金」という。)が貸借取引貸出規程(以下「貸出規程」という。)に基づいて次の措置、制約を行ったときは、私の制度信用取引につきそれと同様の措置、制約を行うこと。 (1) (省 略) (2) 天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、当該取引所における売買の停止又は制限、品不足、その他やむを得ない事由により一部又は全部の銘柄について貸借取引の決済が不可能又は著しく困難となるおそれがあると認められる場合において、証金が貸出規程に基づいて別にその方法・条件を定めて決済を行わせる措置 (3) (省 略) (買付有価証券等につき配当又は新株引受権の付与等が行われた場合の処理) 第7条 私が<u>登録銘柄の信用取引又は制度信用取引</u>に関し、貴社に預入した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、配当又は新株引受権の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、協会又は当該取引所の定める方法により処理されること。 <u>2 前項の規定にかかわらず、登録銘柄の信用取引において、私が貴社との間で別途処理方法に関し合意した場合には、当該合意した方法によることができること。</u>

新	旧
<u>(電磁的方法による書面の授受)</u> <u>第25条 貴社は、その用いる電磁的方法</u> <u>(電子情報処理組織を使用する方法その</u> <u>他の情報通信の技術を利用する方法であ</u> <u>って証券会社に関する内閣府令第31条</u> <u>の2に定める方法と同様の方法をいう。以</u> <u>下同じ。)</u>の種類及び内容を提示し、私の <u>書面又は電磁的方法による承諾を得た場</u> <u>合には、第3条第2項、第18条及び第1</u> <u>9条に規定する書面(印章又は署名鑑の変</u> <u>更に係るものを除く。)</u>の受入れに代えて、 <u>電磁的方法により、当該書面によるべき同</u> <u>意を得ること又は報告若しくは届出を受</u> <u>けることができること。この場合におい</u> <u>て、貴社は私から当該書面によるべき同意</u> <u>を得たもの又は報告若しくは届出を受け</u> <u>たものとみなされること。</u> <u>2 私が、前項の規定による承諾をした後</u> <u>に、書面又は電磁的方法により、電磁的方</u> <u>法による同意、報告又は届出を行わない旨</u> <u>の申出をした場合(私が再び前項の規定に</u> <u>よる承諾をした場合を除く。)</u>は、貴社は、 <u>前項の規定に基づき電磁的方法により受</u> <u>けることができることとした書面による</u> <u>べき同意を得ない又は報告若しくは届出</u> <u>を受けないこと。</u> 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 19 日から施行 する。	(新 設)

「信用取引及び貸借取引に関する細則」の取扱いについて（理事会決議）

1 制度信用銘柄の選定基準及び貸借銘柄の選定基準に係る取扱い関係

（１）「制度信用取引及び貸借取引に関する細則」第 11 条第 1 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 1 号に規定する登録株式数

「信用取引及び貸借取引に関する細則」（以下「細則」という。）第 11 条第 1 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 1 号に規定する登録株式数については、選定日における登録銘柄の発行会社が発行する株式の発行済株式総数から当該登録銘柄の発行会社が所有する自己株式の数（自己株式処分等決議（自己株式の処分に係る商法第 211 条第 1 項の規定による決議（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 1 条の 2 第 3 項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあっては、執行役の決定を含む。）又は自己株式の移転に係る商法第 356 条、第 374 条ノ 19 若しくは第 409 条ノ 2 の規定により自己株式の移転を行う場合における商法第 353 条第 1 項、第 374 条ノ 17 第 1 項若しくは第 408 条第 1 項の規定による決議（商法第 358 条第 1 項、第 374 条ノ 22 第 1 項又は第 413 条ノ 3 第 1 項の規定により当該決議を要しない場合にあっては、株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書の内容についての取締役会決議（委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）を含む。）をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。）を減じた株式数を登録株式数とみなして審査を行うものとする。

（２）細則第 11 条第 1 項第 3 号及び第 12 条第 1 項第 2 号に規定する少数特定者持株数及び株主数

① 細則第 11 条第 1 項第 3 号イに規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。

イ 投資信託又は年金信託に組み入れられている株式その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者若しくは信託業務を営む銀行又はこれらに相当すると認められる者が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている株式

ロ 信託業務を営む銀行、証券会社その他の投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する株式

ハ 証券金融会社又は会員が所有する株式のうち信用取引に係る株式

ニ 国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合が所有する株式

ホ 全国共済農業協同組合連合会又は都道府県の共済農業協同組合連合会が所有する株式

ヘ 預託証券に係る預託機関（当該預託機関の名義人を含む。）又は日本証券決済株式会社の名義の株式

ト 保険会社が所有する株式（保険会社が株式の発行会社と関係を有する場合には、当該保険会社が所有する株式のうち年金に関する保険契約に係る財産の運用に係る株式以外の株式を除く。）

チ 従業員持株会（会員の持分の処分に制約のあるものを除く。）が所有する株式
リ 50 単元未満の株式を所有する者（当該株式の発行会社と関係を有する者を除く。）が所有する当該株式

ヌ マーケットメイカーを相手方とする消費貸借契約に基づく貸株により当該マーケットメイカーが所有する株式

ル その他明らかに固定的所有でないと認められる株式

（注） 1. トに定める「保険会社が株式の発行会社と関係を有する場合」には、次に掲げる場合を含むものとする。

（イ） 株式の発行会社の有価証券報告書の有価証券明細表中の投資有価証券に当該保険会社の発行する株式が計上されている場合

（ロ） 株式の発行会社が当該保険会社からの長期借入金（財務諸表等規則第 52 条第 1 項第 2 号に規定する長期借入金をいう。）を貸借対照表に計上している場合

（ハ） 株式の発行会社の取締役、執行役又は監査役が当該保険会社の取締役、執行役又は監査役を兼任している場合

（ニ） 株式の発行会社と当該保険会社との間に保険契約が結ばれている場合

（注） 2. リに定める「当該株式の発行会社と関係を有する者」には、当該株式の発行会社と株式の相互保有関係、取引関係又は役員の兼任関係を有する者で前

（注） 1. の（イ）から（ハ）までに規定する場合に準ずる場合の 50 単元未満の株式を所有する者を含むものとする。

② 細則第 11 条第 1 項第 3 号イ及び第 12 条第 1 項第 2 号イに規定する少数特定者持株数の算定において、登録銘柄の発行会社が所有する自己株式については、自己株式処分等決議を行った場合の当該自己株式処分等決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなす。この場合において、当該自己株式処分等決議が特定の者に対して譲渡する自己株式処分等決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなす。

③ 細則第 11 条第 1 項第 3 号イ及び第 12 条第 1 項第 2 号イに規定する少数特定者持株数の算定において、登録銘柄の発行会社が所有する自己株式については、自己株式消却決議（自己株式の消却に係る商法第 212 条第 1 項の規定による決議（委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。以下同じ。）を行った場合の当該自己株式消却決議に係る株式は、これを消却したものとみなす。

- ④ 審査対象決算期後から第 13 条第 1 項及び第 3 項（第 13 条第 1 項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日までに公募又は売出しを行った登録銘柄の発行会社であって、当該期間内に当該公募又は売出しの内容の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、少数特定者持株数及び株主数については、次のイ及びロに定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象決算期における登録株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象決算期における登録株式数とみなすものとする。

イ 少数特定者持株数については、登録銘柄の発行会社が本協会に提出した「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募又は売出しにより増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を審査対象決算期における少数特定者持株数とみなすものとする。

ロ 株主数については、登録銘柄の発行会社が本協会に提出した「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募又は売出しに係る株主数を加算した株主数を審査対象決算期における株主数とみなすものとする。

2 制度信用銘柄の選定取消基準及び貸借銘柄の選定取消基準に係る取扱い関係

（1）細則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項第 1 号に規定する登録株式数

① 細則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項第 1 号に規定する登録株式数については、登録株式数から登録銘柄の発行会社が所有する自己株式の数（自己株式処分等決議を行った場合には、当該自己株式処分等決議に係る株式数を除く。）を減じた株式数を登録株式数とみなして審査を行うものとする。

② 細則第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項第 1 号に規定する登録株式数については、登録株式数が 9,500 単位（貸借銘柄にあっては、1 万 9,500 単位）未満となる場合において、登録銘柄の発行会社から登録株式数の減少に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、同号に該当するものとして取り扱う。

（2）細則第 14 条第 1 項第 2 号及び第 15 条第 1 項第 2 号に規定する少数特定者持株数

① 細則第 14 条第 1 項第 2 号イ及び第 15 条第 1 項第 2 号イに規定する少数特定者持株数の算定において、登録銘柄の発行会社が所有する自己株式については、自己株式処分等決議を行った場合の当該自己株式処分等決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなす。この場合において、当該自己株式処分等決議が特定の者に対して譲渡する自己株式処分等決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなす。

② 細則第 14 条第 1 項第 2 号イ及び第 15 条第 1 項第 2 号イに規定する少数特定者持株数の算定において、登録銘柄の発行会社が所有する自己株式については、自己株式消却決議を行った場合の当該自己株式消却決議に係る株式は、これを消却したものとみなす。

（3）細則第 14 条第 1 項第 2 号ロ及び第 15 条第 1 項第 2 号ロに規定する株主数

- ① 細則第 14 条第 1 項第 2 号ロ及び第 15 条第 1 項第 2 号ロに規定する株主数については、預託証券に係る預託機関又は日本証券決済株式会社の名義の株式を所有する者（1 単位以上の株式を所有する者に限る。）を株主数に算定することができるものとする。
 - ② 細則第 14 条第 1 項第 2 号ロ及び第 15 条第 1 項第 2 号ロに規定する登録銘柄の最近の投資単位については、審査対象決算期の投資単位が 50 万円未満であって、細則第 16 条に規定する猶予期間（以下「猶予期間」という。）の投資単位が 50 万円以上である場合又は審査対象決算期の投資単位が 10 万円未満であって、猶予期間の投資単位が 10 万円以上 50 万円未満である場合には、審査対象決算期の投資単位を猶予期間の投資単位とした場合の人数をいうものとする。
- 3 細則第 14 条第 1 項第 2 号又は第 15 条第 1 項第 2 号に該当し猶予期間に入った制度信用銘柄又は貸借銘柄の取扱い関係
- ① 少数特定者持株数が登録株式数の 75%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次のイ又はロに該当することとなった場合には、登録株式数の 75%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、登録銘柄の発行会社が本協会の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。
 - イ 株主名簿の閉鎖時又は基準日現在における少数特定者持株数が登録株式数の 75%以下となったと認められるとき。
 - ロ 株式の公募又は売出しを行った場合であって、当該株式の公募又は売出しを行った後の少数特定者持株数が登録株式数の 75%以下となったことが明らかに認められるとき。
- （注）「明らかに認められるとき」とは、次の（イ）又は（ロ）に該当する場合をいうものとする。
- （イ）当該株式の公募に係る応募者に直近の決算期等における大株主上位 10 名及び役員が含まれていない場合で、直近の決算期等における少数特定者持株数が直近の決算期等における登録株式数に当該株式の公募に係る株式数を加えた数の 70%以下となった場合
 - （ロ）当該株式の売出しが直近の決算期等における大株主上位 10 名又は役員の所有に係る株式の売出しであって、直近の決算期等における少数特定者持株数から当該株式の売出しに係る株式数を差し引いた数が直近の決算期等における登録株式数の 70%以下となった場合
 - （イ）及び前（ロ）の場合における少数特定者持株数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募又は売出しまでの間に、株式の公募又は売出しを行っている場合で、その株式の公募に係る応募者に直近の決算期等における大株主上位 10 名及び役員が含まれていない場合には、直近の決算期等における登録株式数にその株式の公募に係る株式数を加算することができるものとし、その株式の売出しが直近の決算期等における大株主上位 10 名及び

役員の所有に係る株式の売出しである場合には、直近の決算期等における少数特定者持株数からその株式の売出しに係る株式数を差し引くことができるものとする。

- ② 猶予期間経過後3か月以内に公募又は売出しを行った登録銘柄の発行会社であって、当該期間内に当該公募又は売出しの内容について証する書面を提出したものについて適用するものとし、少数特定者持株数及び株主数については、次のイ及びロに定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、猶予期間の最終日における登録株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、猶予期間の最終日における登録株式数とみなすものとする。

イ 少数特定者持株数については、登録銘柄の発行会社が本協会に提出した本協会所定の「株式の分布状況表」に基づき算出した少数特定者持株数から、当該少数特定者持株数に係る株主が当該売出しにより売却した株式数を減じた株式数を猶予期間の最終日における少数特定者持株数とみなすものとする。

ロ 株主数については、登録銘柄の発行会社が本協会に提出した本協会所定の「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募又は売出しに係る株主数を加算した株主数を猶予期間の最終日における株主数とみなすものとする。

- ③ 株主数が第14条第1項第2号ロ又は第15条第1項第2号ロに定める人数に満たない銘柄が猶予期間内において、次のイ又はロに該当することとなった場合には、第14条第1項第2号ロ又は第15条第1項第2号ロに定める人数に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、登録銘柄の発行会社が本協会の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。

イ 株主名簿の閉鎖時又は基準日現在における株主数が、第14条第1項第2号ロ又は第15条第1項第2号ロに定める人数以上となったと認められるとき。

ロ 株式の公募又は売出しを行った場合であって、当該株式の公募又は売出しを行った後の株主数が、第14条第1項第2号ロ又は第15条第1項第2号ロに定める人数以上となったことが明らかに認められるとき。

(注)「明らかに認められるとき」とは、当該株式の公募又は売出しの直近の決算期、株主名簿の閉鎖時又は基準日（以下「直近の決算期等」という。）における株主数に、当該株式の公募又は売出しに係る株主数を加算した人数が、第14条第1項第2号ロ又は第15条第1項第2号ロに定める人数の150%以上となった場合をいう。この場合における株主数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募又は売出しまでの間に、株式の公募又は売出しを行っているときには、その株式の公募又は売出しに係る株主数についても加算することができる。

- ④ 株主数が第14条第1項第2号ロ又は第15条第1項第2号ロに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割（同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認め

られるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下この⑤において同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日(以下「基準日等」という。)の株主数をいう。ただし、本協会の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主)のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、株主)となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものとして取り扱うものとする。この場合において決議の日における登録株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の登録株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の登録株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。)を同号の登録株式数と、決議の日における投資単位(当該決議の日の前日に本協会が公表する午後3時(半休日においては、午前11時。以下同じ。)現在における直近の売買価格に分割比率を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。)を同号の投資単位とみなすものとする。

- ⑤ 株主数が第14条第1項第2号ロ又は第15条第1項第2号ロに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この⑥において同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(基準日等の株主数をいう。ただし、本協会の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものとして取り扱うものとする。この場合において、決議の日における登録株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の登録株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の登録株式数について変更後の1単元の株式数を1単位の株式数とみなして算定した株式数をいう。)を同号の登録株式数と、決議の日における投資単位(当該決議の日の前日に本協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格に変更後の1単元の株

式数を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。)を同号の投資単位とみなすものとする。

付 則 (平 16. 3. 16)

- 1 この理事会決議は、平成16年4月19日から施行する。
- 2 3 ①の適用については、当分の間、「登録株式数の75%」とあるのは「登録株式数の80%」と、「70%」とあるのは「75%」とする。

「信用取引の委託保証金代用有価証券等の代用価格に関する登録銘柄の信用取引等に関する取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について

平成16年3月16日

（下線部分変更）

新	旧
信用取引の委託保証金代用有価証券等の代用価格に関する取扱いについて 1 <u>信用取引及び貸借取引に関する細則第20条第2項及び第26条第2項の規定による同第20条第2項第1号、第2号及び第14号に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。</u> (1) 国内の証券取引所に上場されている株券（<u>外国投資証券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。</u>） 100分の80 (2) 本協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。） 100分の80 (3) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）のうち公社債投資信託の受益証券以外の受益証券 100分の80	信用取引の委託保証金代用有価証券等の代用価格に関する<u>登録銘柄の信用取引等に関する取扱いについて</u> 1 <u>登録銘柄の信用取引に関する細則第8条第2項及び第11条第2項の規定による同第8条第2項第1号、第2号及び第14号に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。</u> (1) 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券を含む。） 100分の80 (2) 本協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。） 100分の80 (3) 投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日（取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）の時価を発表するものに限る。）のうち公社債投資信託の受益証券以外の受益証券 100分の80

2 信用取引及び貸借取引に関する細則第 25 条第 1 項に規定する超過額を除すべき率は、同第 20 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 14 号に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）については、同第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。

- (1) 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。）

100 分の 80

- (2) 本協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）

100 分の 80

- (3) 投資信託受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）のうち公社債投資信託の受益証券以外の受益証券

100 分の 80

3 株券等の貸借取引の取扱いについて（理事会決議）6.(2)及び同 7.の規定による同 6.(2)①、②及び⑩に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。

- (1) 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）を含む。）

100 分の 80

- (2) 本協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除

2 登録銘柄の信用取引に関する細則第 10 条第 1 号に規定する超過額を除すべき率は、同第 8 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 14 号に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）については、同第 10 条第 1 号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。

- (1) 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券を含む。）

100 分の 80

- (2) 本協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）

100 分の 80

- (3) 投資信託受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）のうち公社債投資信託の受益証券以外の受益証券

100 分の 80

3 株券の貸借取引の取扱いについて（理事会決議）5.(2)及び同 6.の規定による同 5.(2)①、②及び⑮に掲げる有価証券（公社債投資信託の受益証券を除く。）の代用価格の計算については、当該各号に規定する時価に乗すべき率は、当該各号の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる率とする。

- (1) 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券を含む。）

100 分の 80

- (2) 本協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除

除く。) 100 分の 80 (3) 投資信託受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）のうち公社債投資信託の受益証券以外の受益証券 100 分の 80 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。	く。) 100 分の 80 (3) 投資信託受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）のうち公社債投資信託の受益証券以外の受益証券 100 分の 80
--	---

約諾書に基づく遅延損害金の率（理事会決議）

信用取引口座設定約諾書第 11 条第 3 項及び第 13 条に基づく本協会が定める遅延損害金の率は、100 円につき 1 日 4 銭とする。

付 則（平 16.3.16）

この理事会決議は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。

合併等における被合併会社株券等の信用取引担保有価証券等に関する取扱いについて（理事会決議）

- 1 「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第1号の2）第21条の13及び第21条の14の規定に基づき、登録銘柄若しくは店頭管理銘柄の発行会社の株券の売買に係る決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更前の株券については、本協会が定める期間に限り、信用取引担保有価証券（委託保証金代用有価証券及び買付有価証券をいう。）、発行日取引委託保証金代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱うことができるものとする。
- 2 前項の規定は、国内の証券取引所の規則により、当該証券取引所において決済物件として認められることとなった被合併会社株券及び商号変更前の株券について準用する。

付 則（平 16.3.16）

この理事会決議は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。

委託保証金の代用有価証券からの除外について（理事会決議）

- 1** 国内の証券取引所に上場されている株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。）、投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、投資証券を含む。以下同じ。）が、その上場されている国内のすべての証券取引所において当該証券取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、本協会に登録されている株券（店頭管理銘柄として登録されているものを除く。）が、本協会により登録を取り消されることとなった場合（国内の証券取引所に上場されることとなる場合を除く。）には、登録を取り消されることとなった日の翌日から、当該株券及び当該株券（当該投資信託受益証券を除く。）の発行者の発行する社債券を、発行日取引に係る委託保証金及び信用取引に係る委託保証金の代用有価証券から除外する。
- 2** 前項の規定は、委託保証金の代用有価証券である債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。

付 則（平 16.3.16）

この理事会決議は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。

「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正について

平成16年 3月16日

（下線部分変更）

新	旧
別 紙 「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面」 (1) (現行どおり) (2) 「<u>信用取引及び貸借取引に関する細則</u>」第43条第1項に規定する通知書 (3) 〽 } (現行どおり) (19) 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。	別 紙 「2 電磁的方法による交付等の方法」ただし書きに該当する書面」 (1) (省 略) (2) 「<u>登録銘柄の信用取引に関する細則</u>」第32条第1項に規定する通知書 (3) 〽 } (省 略) (19)

「登録銘柄の発行日取引に関する細則」の一部改正について

平成16年 3月16日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(委託保証金の有価証券による代用) 第 11 条 発行日取引に係る委託保証金は、有価証券をもって代用することができる。この場合、有価証券の種類及び代用掛目については、<u>「信用取引及び貸借取引に関する細則」第 20 条第 2 項</u>の規定を準用する。 (委託保証金の引出し等の制限) 第 13 条 (現行どおり) 1 引き出させ又は充当する際における当該顧客の発行日取引に係る受入保証金(現に受け入れている委託保証金をいう。以下同じ。)の総額(次条第 1 項に定める計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下同じ。)が、当該顧客の発行日取引(当該受入保証金に係るものに限る。次条及び第 17 条において同じ。)に係る有価証券(充当する場合においては、対当する買付け又は売付けが行われた売建て又は買建てに係る有価証券を除く。)について第 10 条に定める額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第 11 条において準用する<u>「信用取引及び貸借取引に関する細則」第 20 条第 2 項</u>に規定する信用取引に係る代用掛目をもって除して得た額に相当する有価証券 2 発行日取引に係る有価証券の一部の受渡をするために引き出させる際における当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の発行日取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る有価証券の約定価額から受渡を	(委託保証金の有価証券による代用) 第 11 条 発行日取引に係る委託保証金は、有価証券をもって代用することができる。この場合、有価証券の種類及び代用掛目については、<u>「登録銘柄の信用取引に関する細則」第 8 条第 2 項</u>の規定を準用する。 (委託保証金の引出し等の制限) 第 13 条 (省 略) 1 引き出させ又は充当する際における当該顧客の発行日取引に係る受入保証金(現に受け入れている委託保証金をいう。以下同じ。)の総額(次条第 1 項に定める計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下同じ。)が、当該顧客の発行日取引(当該受入保証金に係るものに限る。次条及び第 17 条において同じ。)に係る有価証券(充当する場合においては、対当する買付け又は売付けが行われた売建て又は買建てに係る有価証券を除く。)について第 10 条に定める額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第 11 条において準用する<u>「登録銘柄の信用取引に関する細則」第 8 条第 2 項</u>に規定する信用取引に係る代用掛目をもって除して得た額に相当する有価証券 2 発行日取引に係る有価証券の一部の受渡をするために引き出させる際における当該顧客の発行日取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の発行日取引(当該受入保証金に係るものに限る。)に係る有価証券の約定価額から受渡を

新	旧
する発行日取引に係る有価証券の約定価額を控除した額に 100 分の 30 を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第 11 条において準用する「<u>信用取引及び貸借取引に関する細則</u>」第 20 条第 2 項に規定する信用取引に係る代用掛目をもって除して得た額に相当する有価証券 3 ｝ （ 現行どおり ） 5	する発行日取引に係る有価証券の約定価額を控除した額に 100 分の 30 を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第 11 条において準用する「<u>登録銘柄の信用取引に関する細則</u>」第 8 条第 2 項に規定する信用取引に係る代用掛目をもって除して得た額に相当する有価証券 3 ｝ （ 省 略 ） 5
（受入保証金の計算方法） 第 14 条 （ 現行どおり ） 2 発行日取引に係る受入保証金の総額の計算については、「<u>信用取引及び貸借取引に関する細則</u>」第 26 第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。 （登録銘柄の発行日取引の委託についての約諾書の受入れ） 第 18 条 会員は、顧客から発行日取引による売付け又は買付けの注文を受託する場合には、当該顧客から本協会が定める様式による登録銘柄の発行日取引の委託についての約諾書の差入れを<u>受け入れるもの</u>とする。 （売買価格等の公表） 第 20 条 本協会は、会員間及び会員と顧客との間で成立した発行日取引による売買の毎営業日の最高価格、最低価格及び<u>最終価格並びに売買株数を売買規則第 50 条及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」に関する細則（以下「売買細則」という。）</u>第 19 条の規定により公表するものとする。	（受入保証金の計算方法） 第 14 条 （ 省 略 ） 2 発行日取引に係る受入保証金の総額の計算については、「<u>登録銘柄の信用取引に関する細則</u>」第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。 （登録銘柄の発行日取引の委託についての約諾書の受入れ） 第 18 条 会員は、顧客から発行日取引による売付け又は買付けの注文を受託する場合には、当該顧客から本協会が定める様式による登録銘柄の発行日取引の委託についての約諾書の差入れを<u>受けるもの</u>とする。 （売買価格等の公表） 第 20 条 本協会は、会員間及び会員と顧客との間で成立した発行日取引による売買の毎営業日の最高価格、最低価格及び<u>午後 3 時現在（半休日は午前 11 時現在。）における直近の売買価格並びに売買株数を売買規則第 50 条及び同規則に関する細則第 19 条の規定により公表するものとする。</u>

新	旧
(規則の準用) 第 23 条 この細則のほか、会員が発行日取引を行うに当たり必要な事項については、登録規則及び「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則並びに売買規則及び<u>売買細則</u>の規定を準用する。 (電磁的方法による差入れの<u>受入れ</u>) 第 24 条 会員は、第 18 条に規定する約諾書の差入れの<u>受入れ</u>に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該約諾書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により受け入れることができる。この場合において、当該会員は、当該約諾書の差入れを<u>受け入れたもの</u>とみなす。 付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。	(規則の準用) 第 23 条 この細則のほか、会員が発行日取引を行うに当たり必要な事項については、登録規則及び<u>同規則に関する細則</u>並びに売買規則及び<u>同規則に関する細則</u>の規定を準用する。 (電磁的方法による差入れの<u>受付</u>) 第 24 条 会員は、第 18 条に規定する約諾書の差入れの<u>受け入れ</u>に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)に定めるところにより、当該約諾書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により受け入れることができる。この場合において、当該会員は、当該約諾書の差入れを<u>受けたもの</u>とみなす。

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)の一部改正について

平成16年3月16日

(下線部分変更)

新	旧
<u>(自己株式の取得等の状況に関する報告等)</u> 第13条の2 制度信用銘柄又は貸借銘柄である登録銘柄の発行会社は、商法第210条若しくは第211条ノ3の規定による自己株式の取得又は商法の他の規定による自己株式の買取り（以下この条において「自己株式の取得等」という。）により、<u>登録株式数（登録規則第8条に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録された株式数をいう。）が信用取引及び貸借取引に関する細則第14条第1項第1号又は第15条第1項第1号に定める株式数に満たなくなる場合には、当該自己株式の取得等の後直ちにその旨を書面により本協会に通知するものとする。</u> 2 <u>前項の規定は、当該登録銘柄の発行会社が、自己株式の取得等により、同項に定める株式数に満たなくなった場合に準用する。</u> 3 <u>当該登録銘柄の発行会社は、前各項に規定する通知を行う場合には、細則に掲げる書類の提出を行うものとする。</u> 付 則 この改正は、平成16年4月19日から施行する。	(新 設)

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成16年3月16日

(下線部分変更)

新	旧
(決定事項等に関する通知及び書類等の提出の取扱い) 第6条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 規則第12条第1項及び第2項、第13条第3項並びに第13条の2第3項に規定する「細則に掲げる書類」とは、別に定める書類をいうものとする。 <u>(自己株式の取得等の状況に関する報告等の取扱い)</u> <u>第6条の2 規則第13条の2第1項(第2項において準用する場合を含む。)に規定する書面には、規則第13条の2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付け状況及び自己株式の取得等の状況を記載するものとする。</u> (有価証券の見本及びその他の書類の提出の取扱い) 第7条 (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略) 1 } (省 略) 4 5 <u>登録銘柄の発行会社の各事業年度末日現在における本協会の定める様式による株式の分布状況表(事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。)</u>	(決定事項等に関する通知及び書類等の提出の取扱い) 第6条 (省 略) 2 (省 略) 3 規則第12条第1項及び第2項並びに第13条第3項に規定する「細則に掲げる書類」とは、別に定める書類をいうものとする。 (新 設) (有価証券の見本及びその他の書類の提出の取扱い) 第7条 (省 略) 2 (省 略) 3 (省 略) 1 } (省 略) 4 5 (新 設)

新	旧
付 則 この改正は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。	

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第1号）の規則等の取扱いについて（理事会決議）の一部改正について

平成16年3月16日

（下線部分変更）

新		旧													
別 表		別 表													
第Ⅰ部（ 現行どおり ）		第Ⅰ部（ 省 略 ）													
〔 2 〕（ 現行どおり ）		〔 2 〕（ 省 略 ）													
Ⅰ.（ 現行どおり ）		Ⅰ.（ 省 略 ）													
1.（ 現行どおり ）		1.（ 省 略 ）													
10.（ 現行どおり ）		10.（ 省 略 ）													
11. 株式交換（開示規則第5条第1項第2号イ(11)）															
（1） 他の登録銘柄の発行会社を完全子会社とする場合		（1） 他の登録銘柄の発行会社を完全子会社とする場合													
<table><tr><th>提出書類</th><th>提出時期</th><th>提出部数</th></tr><tr><td>（ 現行どおり ） ・株式分布状況に関する予定書（制度信用銘柄又は貸借銘柄でない 登録銘柄の発行会社が制度信用銘柄又は貸借銘柄である当該他の 登録銘柄の発行会社を完全子会社とする場合に限る。）</td><td>作成後直ちに</td><td>1</td></tr></table>		提出書類	提出時期	提出部数	（ 現行どおり ） ・株式分布状況に関する予定書（制度信用銘柄又は貸借銘柄でない 登録銘柄の発行会社が制度信用銘柄又は貸借銘柄である当該他の 登録銘柄の発行会社を完全子会社とする場合に限る。）	作成後直ちに	1	<table><tr><th>提出書類</th><th>提出時期</th><th>提出部数</th></tr><tr><td>（ 省 略 ） （ 新 設 ）</td><td></td><td></td></tr></table>		提出書類	提出時期	提出部数	（ 省 略 ） （ 新 設 ）		
提出書類	提出時期	提出部数													
（ 現行どおり ） ・株式分布状況に関する予定書（制度信用銘柄又は貸借銘柄でない 登録銘柄の発行会社が制度信用銘柄又は貸借銘柄である当該他の 登録銘柄の発行会社を完全子会社とする場合に限る。）	作成後直ちに	1													
提出書類	提出時期	提出部数													
（ 省 略 ） （ 新 設 ）															
（2）（ 現行どおり ）		（2）（ 省 略 ）													
（3）（ 現行どおり ）		（3）（ 省 略 ）													
（4） 他の登録銘柄の発行会社又は登録銘柄の発行会社以外の会社の完全子会社となる場合		（4） 他の登録銘柄の発行会社又は登録銘柄の発行会社以外の会社の完全子会社となる場合													
<table><tr><th>提出書類</th><th>提出時期</th><th>提出部数</th></tr><tr><td>（ 現行どおり ） ・株式分布状況に関する予定書(① 制度信用銘柄又は貸借銘柄でない 当該他の登録銘柄の発行会社が制度信用銘柄又は貸借銘柄であ</td><td>作成後直ちに</td><td>1</td></tr></table>		提出書類	提出時期	提出部数	（ 現行どおり ） ・株式分布状況に関する予定書(① 制度信用銘柄又は貸借銘柄でない 当該他の登録銘柄の発行会社が制度信用銘柄又は貸借銘柄であ	作成後直ちに	1	<table><tr><th>提出書類</th><th>提出時期</th><th>提出部数</th></tr><tr><td>（ 省 略 ） （ 新 設 ）</td><td></td><td></td></tr></table>		提出書類	提出時期	提出部数	（ 省 略 ） （ 新 設 ）		
提出書類	提出時期	提出部数													
（ 現行どおり ） ・株式分布状況に関する予定書(① 制度信用銘柄又は貸借銘柄でない 当該他の登録銘柄の発行会社が制度信用銘柄又は貸借銘柄であ	作成後直ちに	1													
提出書類	提出時期	提出部数													
（ 省 略 ） （ 新 設 ）															

新			旧		
<u>る登録銘柄の発行会社を完全子会社とする場合、又は、② 制度信用銘柄又は貸借銘柄でない当該登録銘柄の発行会社以外の会社が制度信用銘柄又は貸借銘柄である登録銘柄の発行会社を完全子会社とする場合であって、かつ、当該登録銘柄の発行会社以外の会社の発行する株券が登録規則第5条第2項第3号の適用を受けて登録銘柄として登録される場合に限る。)</u>					
12. 株式移転（開示規則第5条第1項第2号イ(12)）					
(1) 登録銘柄の発行会社が単独で又は他の登録銘柄の発行会社と共同で完全親会社を設立する場合			(1) 登録銘柄の発行会社が単独で又は他の登録銘柄の発行会社と共同で完全親会社を設立する場合		
提出書類	提出時期	提出部数	提出書類	提出時期	提出部数
(現行どおり) ・ <u>株式分布状況に関する予定書(① 当該登録銘柄の発行会社が単独で完全親会社を設立する株式移転においては、当該登録銘柄が制度信用銘柄又は貸借銘柄である場合であって、かつ、当該完全親会社の発行する株券が登録規則第5条第2項第3号の適用を受けて登録銘柄として登録される場合、又は、② 当該登録銘柄の発行会社が当該他の登録銘柄の発行会社と共同で完全親会社を設立する株式移転においては、当該登録銘柄若しくは当該他の登録銘柄のいずれか又は双方が制度信用銘柄又は貸借銘柄である場合であって、かつ、当該完全親会社の発行する株券が登録規則第5条第2項第3号の適用を受けて登録銘柄として登録される場合に限る。)</u>	<u>作成後直ちに</u>	<u>1</u>	(省 略) (新 設)		
(2) (現行どおり)			(2) (省 略)		

新

旧

13. 合併（開示規則第5条第1項第2号イ(13)）

（1）登録銘柄の発行会社を吸収合併する場合

提出書類	提出時期	提出部数
（ 現行どおり ） ・株式分布状況に関する予定書(① 制度信用銘柄又は貸借銘柄でない登録銘柄の発行会社が、制度信用銘柄又は貸借銘柄である他の登録銘柄の発行会社を吸収合併する場合、又は、② 制度信用銘柄又は貸借銘柄でない登録銘柄の発行会社及び制度信用銘柄又は貸借銘柄である他の登録銘柄の発行会社同士の新設合併であって、当該新設合併後の新会社の発行する株券が登録規則第5条第2項第2号の適用を受けて登録銘柄として登録される場合に限る。)	作成後直ちに	<u>1</u>

（2）

（ 現行どおり ）

（3）

（ 現行どおり ）

（4）登録銘柄の発行会社又は登録銘柄の発行会社以外の会社に吸収合併される場合

提出書類	提出時期	提出部数
（ 現行どおり ） ・株式分布状況に関する予定書(① 制度信用銘柄又は貸借銘柄である登録銘柄の発行会社が制度信用銘柄又は貸借銘柄でない他の登録銘柄の発行会社に吸収合併される場合、又は② 制度信用銘柄又は貸借銘柄である登録銘柄の発行会社及び制度信用銘柄又は貸借銘柄でない他の登録銘柄の発行会社同士の新設合併であって、当該新設合併後の新会社の発行する株券が登録規則第5条第2項第2号の適用を受けて登録銘柄として登録される場合に限る。)	作成後直ちに	<u>1</u>

14.

（ 現行どおり ）

37.

（1）登録銘柄の発行会社を吸収合併する場合

提出書類	提出時期	提出部数
（ 省 略 ） （ 新 設 ）		

（2）

（ 省 略 ）

（3）

（ 省 略 ）

（4）登録銘柄の発行会社又は登録銘柄の発行会社以外の会社に吸収合併される場合

提出書類	提出時期	提出部数
（ 現行どおり ） （ 新 設 ）		

1.

（ 省 略 ）

10.

新		旧										
第Ⅱ部（ 現行どおり ）		第Ⅱ部（ 省 略 ）										
Ⅱ. 新株予約権の <u>行使等</u> の通知等		Ⅱ. 新株予約権の <u>行使</u> の通知等										
1.（ 現行どおり ）		1.（ 省 略 ）										
2.（ 現行どおり ）		2.（ 省 略 ）										
3. <u>制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定又は選定取消しに係る事項（開示規則第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 14 条第 3 項）</u>		（ 新 設 ）										
<table><tr><th>提出書類</th><th>提出時期</th><th>提出部数</th></tr><tr><td>・ <u>各事業年度末日現在における株式の分布状況表</u></td><td><u>事業年度経過後 2 か月以内に</u></td><td><u>1 部</u></td></tr><tr><td>・ <u>自己株式の取得等の状況に関する通知書（自己株式の取得等により、登録株式数が制度信用銘柄選定取消基準又は貸借銘柄選定取消基準に該当することとなる場合又は該当することとなった場合に限る。）</u></td><td><u>分布状況の判明後遅滞なく</u> <u>その都度直ちに</u></td><td><u>1</u></td></tr></table>		提出書類	提出時期	提出部数	・ <u>各事業年度末日現在における株式の分布状況表</u>	<u>事業年度経過後 2 か月以内に</u>	<u>1 部</u>	・ <u>自己株式の取得等の状況に関する通知書（自己株式の取得等により、登録株式数が制度信用銘柄選定取消基準又は貸借銘柄選定取消基準に該当することとなる場合又は該当することとなった場合に限る。）</u>	<u>分布状況の判明後遅滞なく</u> <u>その都度直ちに</u>	<u>1</u>		
提出書類	提出時期	提出部数										
・ <u>各事業年度末日現在における株式の分布状況表</u>	<u>事業年度経過後 2 か月以内に</u>	<u>1 部</u>										
・ <u>自己株式の取得等の状況に関する通知書（自己株式の取得等により、登録株式数が制度信用銘柄選定取消基準又は貸借銘柄選定取消基準に該当することとなる場合又は該当することとなった場合に限る。）</u>	<u>分布状況の判明後遅滞なく</u> <u>その都度直ちに</u>	<u>1</u>										
付 則												
この改正は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。												

規則改正案に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について
(JASDAQ市場における制度信用取引及び貸借取引の導入等について)

平成16年3月16日
日本証券業協会

本協会では、JASDAQ市場における制度信用取引及び貸借取引の導入等について、去る1月14日から1月28日までの間パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見(12件)及びそれに対する考え方は次のとおりである。

制度信用取引における(買い方の)金銭の貸付けに係る金利については、どのようなのか。

制度信用取引における(買い方の)金銭の貸付けに係る金利につきましては、一般信用取引における当該金利と同様に、証券会社と顧客との間で合意した率によるものとなっております。

制度信用取引における(売り方の)有価証券の貸付けに係る貸株料率については、証券取引所の制度信用取引と同率にしなくてはならないのか。

証券取引所の信用取引における貸株料率と同率にしなくてはならないということはありません。

信用取引における貸株料につきましては、平成14年2月26日付で金融庁より公表された「空売り規制の遵守状況に関する総点検結果等を踏まえた対応について」において、「制度信用取引における株券調達コストの更なる見直し」に係る要請を受けたことに基づき、証券金融会社においては、平成14年5月7日より貸株等を利用する会員証券会社から貸付株券等の価格に対して一定率を乗じた金額を貸借取引貸株料として徴収することになっております。これを受け、会員証券会社においても、同様に平成14年5月7日以降の信用新規売り約定分より、社内対当の状況及び貸借取引等による有価証券又は金銭の調達に要する費用、有価証券又は金銭の貸付けに係る事務手続きに要する費用その他の費用を勘案するとともに、売付け顧客と買付け顧客の負担に係る取扱いについて公平を欠くことのないよう配慮し、顧客より貸株料を徴収されていることと思っております。

今般の店頭売買有価証券市場における制度信用取引及び貸借取引の導入に際しましても同様にご対応をしていただくこととなります。

なお、日本証券金融(株)からは、貸借取引貸株料については、東京証券取引所市場向けの貸借取引と同一条件になると伺っております。

制度信用取引及び貸借取引の導入後において、当社取扱いのマーケットメイク銘柄について、JASDAQマーケットメイクシステムを利用せず、顧客の信用買い注文を自己で仕切るとは 証券会社の行為規制等に関する内閣府令」第4条第4号に抵触することになるのか。

いわゆる「信用取引の自己向かい」に係る禁止規定は、

① 顧客の信用取引を自己と対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法で成立させた場合

において

② 自己売買の未決済勘定を決済するため（当該顧客と）反対売買をする行為を禁止したものと考えられます。

例えば、顧客の買い新規信用取引に対して自己の売付けにより仕切った場合、喰い合い状況とした場合は、①に該当しますが、その場合に生じた自己のポジションを持ち続け、最終的に当該顧客と反対売買することにより当該ポジションを解消し、顧客と決済を行う場合には、上記②に該当し、違反となります。

しかし、上記のように喰い合い状況とした場合であっても、自己の商品勘定の手持ち残を充てる場合や、顧客と対当して生じたショートポジションを、顧客が手仕舞いを行うまでの間に解消した場合であることが明確であれば、その後、顧客の手仕舞いの際に自己が向かって、未決済勘定を決済するため」とは言えないため、②には該当しないと考えられ、いわゆる「信用取引の自己向かい」の禁止規定に抵触しないと考えられます。

※ 顧客の信用取引の注文をJASDAQマーケットメイクシステムに委託注文として発注した場合の取扱いにつきましては、平成15年7月11日付日証協（店企）15第174号「マーケットメイク銘柄の信用取引に関する取扱いについて - 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 - 」をご参照ください。

店頭売買有価証券市場における、信用取引による売付けについても、空売りの価格規制が適用されるのか。

「有価証券の空売りに関する内閣府令」第4条第2項において、店頭売買有価証券市場においても、適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）が信用取引の売付けを行う場合及びそれ以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち、売付け1回あたりの数量が売買単位の50倍を超える場合には、空売りの価格規制が適用される旨規定されております。

制度信用取引の導入当初から、マーケットメイク銘柄も貸借銘柄となり得るのか。

本協会の定める貸借銘柄選定基準に適合した場合には、マーケットメイク銘柄、オークション銘柄の区別なく、制度開始当初より貸借銘柄に選定される予定です。

[既存建玉の移管について]

制度信用取引及び貸借取引が導入される際に現行の「登録銘柄の信用取引に関する細則」に基づく未決済勘定については、どのように取り扱うべきか。

現行の「登録銘柄の信用取引に関する細則」に基づく未決済勘定につきましては、規則上、制度信用取引及び貸借取引の導入時におきましても、継続性の観点から、従前の取扱いをさせていただくことになります。

また、現行の「登録銘柄の信用取引に関する細則」に基づく未決済勘定の残高の報告につきましては、制度信用取引等の導入後においては、一般信用取引の残高と合算してご報告いただくことになります。

[制度信用銘柄の選定について]

現在の「登録銘柄の信用取引に関する細則」に基づき選定されている信用銘柄（店頭信用銘柄）については、すべて制度信用銘柄として選定されるのか。

信用取引とは、潜在的な需給を株式市場に適切に取り込むことにより、株式市場の流動性の向上と公正な価格形成の確保を目的とするものであります。特に制度信用取引は証券金融会社から売付け株券及び買付け代金を借り入れることが可能となるため、市場の円滑な流通に支障のないよう、より高い流動性が求められることから、現在の「登録銘柄の信用取引に関する細則」の選定基準よりも厳しい基準としております。よって、現在、店頭信用銘柄として選定されていても、この基準に適合しなければ、制度信用銘柄としては選定されることはありません。

〔実施時期〕

制度実施を平成16年4月上旬頃を予定しているようであるが、各証券会社において取扱いを開始するにあたっての社内業務フローの整備・システム開発等を勘案すると、制度実施時に間に合う証券会社は少数と思われる。

実際に対応するかどうかは各証券会社の判断になると思うが、店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への移行と同時のタイミングでの実施としたほうが合理的と考える。

株式の取引を円滑にし、また、公正な価格を形成するためには、大量の需要と供給が集中されることが望ましいとされています。実需給のみの集中では公正な価格形成のために不十分であり、いわゆる仮需給の導入が必要であることから、店頭売買有価証券市場においては、平成9年10月より、登録銘柄の信用取引（以下「店頭信用取引」という。）制度を導入いたしました。しかしながら、店頭信用取引制度は、円滑な信用取引の運営に不可欠な貸借取引制度の裏付けを欠いていることもあり、参加証券会社及びユーザーが少なく、利用度は高いものとはいえない状況となっています。このため、本協会では、投資者及び市場参加者に対し、より利便性の高い市場機能を提供するとともに、市場の流動性の一層の向上を図るため、店頭売買有価証券市場に制度信用取引を導入することといたしました。会員の皆様におかれましては、本制度導入の趣旨をご理解の上、制度導入時又は導入後できるだけ早期にご対応いただきたいと存じます。

〔信用取引口座設定約諾書等について〕

- ① 制度信用取引及び貸借取引の導入に伴い、信用取引口座設定約諾書は変更されるのか。
- ② 信用取引口座設定約諾書が近々約款化される旨伺っているが、制度実施後すぐに約款化という事態になると、顧客が混乱する可能性があり、また、証券会社の事務負担もかかるので、約款化後、制度信用取引及び貸借取引を導入されたい。
- ③ 信用取引の説明書については、顧客への再交付は必要か。

今回の制度信用取引及び貸借取引の導入に伴い、信用取引口座設定約諾書は一部改正されることになります。具体的な改正の内容につきましては、別途、御通知申し上げる予定です。

また、約諾書の約款化につきましては、今般の制度信用取引及び貸借取引の導入時に併せて実施する予定はありません。

説明書の交付等につきましては、既に顧客に改訂前の説明書を交付している場合でも、当該顧客が、今般改正される「信用取引及び貸借取引に関する細則」に基づく信用取引（制度信用取引又は一般信用取引）を初めて行う場合には、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）第6条に基づき、新たな内容の説明書を

交付し、その内容について十分説明する必要がありますので御留意ください。

[建株・代用有価証券の評価について]

現在、登録銘柄を委託保証金の代用有価証券としている場合、その評価方法は、協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格となっているが、制度実施時には、建株・代用有価証券の評価方法は、取引所上場銘柄に準じて最終気配値段を含む最終価格での評価となるのか。

現在、店頭売買有価証券市場では、取引所市場とは気配表示の形態が異なるため、店頭売買有価証券市場における制度信用取引及び貸借取引導入後においても、建株・代用有価証券の評価方法につきましては、現行の取扱いを継続いたします。

[権利処理について]

権利処理方法及び権利処理価格の決定方法については、現在の「登録銘柄の信用取引に関する細則」を踏襲して頂きたい。

現行の「登録銘柄の信用取引に関する細則」に基づく信用取引につきましては、当該細則又は会員と顧客との間で合意した内容に基づき権利処理が行われております。

制度信用取引導入後において、一般信用取引については、引き続き、顧客との間で合意した内容に基づき権利処理が行われることとなりますが、制度信用取引につきましては、当該取引の決済のために証券金融会社との間の貸借取引が利用されることとなることから、証券金融会社における入札価格等を基に改正後の「信用取引及び貸借取引に関する細則」に基づき権利処理を行っていただくことになります。

(※ 制度信用取引導入後におきましても、現行細則に基づく未決済勘定については、従前のとおりの取扱いとなります。)

[空売り規制について]

マーケットメイク銘柄については、直近公表価格の判別が困難なため、直近の最良買い気配を基準として頂きたい。

店頭売買有価証券市場における株券等の空売りににつきましては、証券取引法施行令第26条の4第5項で読み替える同条第1項により、直近公表価格以下の価格（直近公表価格の直近に公表した異なる価格が当該直近公表価格を上回る場合には当該直近公表価格を除く。）での空売りが禁止されておりますが、当該規定はオークション方式により売買されている銘柄とマーケットメイク方式により売買される銘柄との区別はなく、いずれの売買手法によっても、直近公表価格以下（上昇局面においては未満）の価格では空売りを行ってはならないこととなっております。

ただし、マーケットメイク方式につきましては、マーケットメイカーが提示する気配と

注文が対当することにより売買が成立する方法であり、マーケットメイカーの提示する気配によって価格形成がなされるものであります。このため、マーケットメイク銘柄における空売り規制の基準となる価格を、直近の公表価格ではなく、売り方にとっての相場の実勢である直近の買い気配とすることを引き続き行政当局に働きかけて参りたいと思います。

以 上